

第 1 日 6 月 1 9 日 (木曜日) 本 会 議

平成 26 年  
第 3 回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月19日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○一般質問	12
3 番 内 藤 純 夫 議員	12
4 番 大 野 伸 恵 議員	18
8 番 若 林 スミ子 議員	27
1 番 富 田 能 成 議員	34
○報告第1号の上程、説明、質疑	39
・報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況について	
○報告第2号の上程、説明、質疑	43
・報告第2号 平成25年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書に ついて	
○報告第3号の上程、説明、質疑	44
・報告第3号 平成25年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計 算書について	
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
・議案第31号 横瀬町浄化槽設置管理事業条例	
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
・議案第32号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第33号の上程、説明、質疑、採決	65
・議案第33号 横瀬町自治功労者の顕彰について	
○議案第34号の上程、説明、質疑、採決	68
・議案第34号 横瀬町公平委員会委員の選任について	
○閉会中の継続審査の申し出	69

○閉 会 .....	6 9
------------	-----

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第42号

平成26年第3回横瀬町議会定例会を、平成26年6月19日横瀬町役場に招集する。

平成26年6月12日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠		議員	
5番	若	林	想	一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員	
7番	町	田	勇	佐	久	議員	8番	若	林	ス	ミ	子	議員
9番	関	根			修	議員	10番	小	泉	初	男	議員	
11番	若	林	新	一	郎	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

## 平成26年第3回横瀬町議会定例会 第1日

平成26年6月19日(木曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

3 番 内 藤 純 夫 議員

4 番 大 野 伸 恵 議員

8 番 若 林 スミ子 議員

1 番 富 田 能 成 議員

1、報告第 1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についての上程、説明、質疑

1、報告第 2号 平成25年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑

1、報告第 3号 平成25年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑

1、議案第31号 横瀬町浄化槽設置管理事業条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号 横瀬町自治功労者の顕彰についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第34号 横瀬町公平委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	村越和昭	会計 管理者
大野雅弘	まち経営 課長	柳健一	総務課長
島田公男	税務課長	小泉源太郎	いきいき 町民課長
大場紀彦	健康づく り課長	小泉明彦	保育所長 兼 児童館長
高野直政	振興課長	町田多	建設課長
町田文利	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	逸見雅彦	書記
-----	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○関根 修議長 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○関根 修議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○関根 修議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。本日は、横瀬町議会6月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

ことは、5月末から6月にかけて35度を超える猛暑日を観測するなど記録的な暑さに見舞われましたが、梅雨入りと同時に一転大雨となりました。今週からは大雨も一休みして、また暑い日が続いています。気温の変化が激しいことから、皆さん体調管理には十分注意をしていただきたいと思います。

さて、補正予算にも計上させていただきましたが、本年度の新たな事業について申し上げさせていただきますと存じます。

初めに、ミューズパークスポーツの森のプール利用についてでございますが、秩父市民と同じ安い料金で入場できるよう、秩父市との協議が整いましたことから、7月1日より利用券の販売を開始したいと考えています。大勢の方にご利用いただければと思います。

次に、夏の行楽シーズンに合わせ、秩父地域全体でレンタサイクル事業を開始します。秩父地域おもてなし観光公社が自転車を購入し、1市4町がこのステーションを設置するものです。当町ではブコーさん観光案内所で運営したいと考えています。

次に、町民の健康管理、スポーツ振興及び合宿誘致を図るため、町民グラウンドの人工芝化を進めております。多くの町民の方々に使っていただけるよう、皆さんの意見を取り入れながら工事の設計を行う予定です。

以上、各事業が円滑に進みますよう一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案等ではありますが、報告3件、条例制定1件、補正予算1件、町自治功労者の顕彰1件、人事1件でございます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○**関根 修議長** 以上で町長のあいさつを終わります。

---

◇

◎議事日程の報告

○**関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○**関根 修議長** 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

4番 大野 伸 恵 議員

5番 若林 想一郎 議員

6番 赤岩 森 夫 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

---

◇

◎会期の決定

○**関根 修議長** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長、7番、町田勇佐久議員。

〔町田勇佐久議会運営委員長登壇〕

○**町田勇佐久議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、過日開催されました議会運営委員会についてご報告申し上げます。

当委員会は、6月12日午後1時30分より301会議室において、委員全員のほか議長、事務局2名の出席で、会議が開催されました。

6月定例会に提案される議案件数及び一般質問の質問者の人数等を事務局長より説明をいただき、審議をいたしました。その結果、本定例会は、6月19日の1日間と決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。よろしく申し上げます。

○**関根 修議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日19日、1日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日19日、1日間と決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○**関根 修議長** 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成26年第1回定例会において可決されました、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣に提出しておきましたので、ご報告いたします。

次に、平成26年第1回定例会以降に受理いたしました陳情につきましては、お手元に陳情等文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成26年第1回定例会以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

続きまして、例月出納検査の結果について報告されておりますので、これについて監査委員の説明を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○**一柳俊一代表監査委員** 皆さん、おはようございます。ただいま議長からご指名いただきましたので、直近3カ月の例月出納検査の報告について説明をさせていただきます。

内容につきましては、平成26年3月19日、4月22日、5月22日に実施をいたしまして、自治法235条の2第3項の規定により報告したものでございます。

検査の対象は、3月19日と4月22日は平成25年度一般会計並びに4つの特別会計、水道事業会計にかかわる歳入歳出納状状況でございます。また、5月22日は、平成25年度と平成26年度が対象でございまして、新たに浄化槽設置管理事業特別会計が加わっております。また、4月22日には水道事業の棚卸しを実施しております。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合、正確に処理されており、計数上の誤りもなく、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、直近4月30日現在の現金預金残高は、一般会計、特別会計等では平成25年度分と平成26年度分を合わせまして2億9,814万4,064円でございます。水道事業会計につきましては2億4,696万2,961円である

ことを確認いたしております。お手元にお配りしております出納状況表をご参照いただきたいと思います。

なお、平成25年度一般会計歳出予算の4月30日現在の執行率は91.25%でございました。また、水道事業の棚卸し結果についても問題はございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**関根 修議長** 例月出納検査の説明を終わります。

次に、閉会中の継続審査として常任委員会が開催されておりますので、各委員長の報告をお願いします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いします。

8番、若林スミ子議員。

〔若林スミ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○**若林スミ子総務文教厚生常任委員会委員長** 議長のご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

開催日時、平成26年6月6日金曜、午前10時から。場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員5名、執行部11名、事務局2名。会議録署名委員の指名には、新井鼓次郎委員、小泉初男委員をお願いいたしました。

審査事件といたしまして、1、所管事務調査、①、学校給食の今後について、②、町民グラウンドの芝生化について。2、教育委員会報告。3、その他。

審査経過といたしまして、1、所管事務調査について、①、学校給食の現状と今後について、教育次長より以下のとおり説明を受けました。

ア、給食調理場施設等について。横瀬町学校給食調理場は、鉄骨づくりで合板ぶき平家建て、調理棟839平方メートル、車庫が52平方メートル。平成22年3月新築され、運営方式はドライシステム方式、調理能力、1日約1,000食となっております。使用食器はP E N樹脂製で、食材等放射能検査は週1回3品行っております。職員は、所長1名、事務職員、栄養士1名、調理員は12名で、任期付短時間勤務職員が4名、非常勤職員が8名。主に主食は米飯で、10の方が調理に携わっていらっしゃいます。主食がパン、めん類のときには、8人で調理を行っているということでございます。

イ、平成26年度配食数について。対象人員、小学校児童469人、職員28人、計497人。平成26年4月1日現在で中学校生徒は261人、教職員25人、計289人。給食調理場が16人。計802人分を調理していただいております。

ウといたしましては、平成26年度の物資納入業者は、学校給食会ほか12社が決められております。

エ、給食調理場予算関係について。

オ、給食費について。学校給食費は、横瀬町学校給食費規則により、給食調理場運営委員会の審議を経て教育委員会が決定するとあります。3月の給食調理場運営委員会にて審議され、消費税が4月から8%になったことから、そこでは値上げは承認されましたが、ことし10月から、小学校3,800円、中学校4,400円と値上げする予定でございます。

カ、給食調理業務について。横瀬町定員適正化計画により、現在、給食調理場職員の技能職はゼロ人です。安全でおいしい給食を継続して提供するために、今後の給食調理業務をどうするのか、横瀬町学校給食民間委託検討委員会設置要綱に基づき、検討委員会を設置し、そこで検討し、給食調理場運営委員会に

において審議し、方向を決めてまいります。

②としまして、町民グラウンドの芝生化について。ア、芝生化の目的について。町民の健康増進及び町の活性化のために町民グラウンドの人工芝生化を行います。

イ、スポーツ振興くじ助成金について。独立行政法人日本スポーツ振興センターに、グラウンドの人工芝生化及び防球ネット、夜間照明を設置するため、ことし1月末にスポーツ振興くじ助成交付申請書を提出し、5,172万3,000円の交付内定を受けることができました。

ウ、今後について。設計委託予算計上し設計委託。独立行政法人日本スポーツ振興センターへ実施設計図等の提出。交付決定後、工事等予算計上。工事発注、工事管理委託を予定しています。

大きな2といたしまして、教育委員会報告について。教育長より教育委員会報告に基づき報告がございました。このことにつきましては、議員各位のお手元に配付をしてございますので、ご参考にしていただきたいと存じます。

3、その他。各課長より本定例会に提出される議案等の説明がございました。

委員会質疑として、1、②の町民グラウンドの芝生化について、1年間の維持管理として何が考えられるか。②、町民グラウンドの芝生化について、耐用年数はどれくらいか等の質疑がなされました。

まとめといたしまして、1、所管事務調査について、当委員会としては、審議の結果、これらの説明を受けたといたしました。

2番、教育委員会報告について、当委員会としては、説明を受けたということにまとめさせていただきました。

3、その他の件については、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上のとおり報告いたします。平成26年6月16日、総務文教厚生常任委員会委員長若林スミ子。

○**関根 修議長** 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員会委員長登壇〕

○**赤岩森夫産業建設常任委員会委員長** 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成26年6月6日金曜日、午後2時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、議長、執行部6名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、(1)、繰越明許事業の進捗状況について、(2)、その他。

審査事件終了後、町道3167号線の視察を行いました。執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を若林清平委員、若林新一郎委員の両名をお願いをいたしました。

所管事務調査まとめ。1、所管事務調査、(1)、繰越明許事業の進捗状況について、建設課長より資料に基づき報告、説明を受けました。

繰越明許事業の進捗状況について、1)、平成25年度建設課繰越明許費(事業名)。①、林道新設改良工

事（林道二子線）、②、防災安全対策事業（町道3号線）、③、社会資本整備総合交付金町道整備事業（町道5号線）、④、社会資本整備総合交付金町道整備事業（町道3167号線）。

2)、町道5号線、町道3167号線について説明をいただきました。①、概要について、②、現在の状況、③、平成25年繰越明許事業の内容、④、今後の予定。

以上について、詳細に報告、説明を受け、質疑応答を行いました。

まとめ。執行部から報告、説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととまとめました。

2、その他について。1)、上下水道課長より、横瀬町浄化槽設置管理事業の概要について説明を受けました。①、横瀬川の水質検査結果、②、県内の平成25年法定検査（11条検査）実施率、③、平成11年度から平成25年度浄化槽設置整備費補助金交付状況、④、横瀬町浄化槽整備事業区域図、⑤、横瀬町浄化槽設置管理事業条例、⑥、横瀬町浄化槽設置管理事業条例施行規則、⑦、浄化槽使用料の構成図。

2)、執行部から6月定例会提出案件の概要について報告を受けました。本委員会としては、執行部からの報告、説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととまとめました。

審査事件終了後、町道3167号線の現地視察を行いました。出席者は、委員6名、執行部3名、事務局2名参加をいたしました。

6月12日の産業建設常任委員会について報告をいたします。開催日時、平成26年6月12日木曜日午前10時。場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、議長、執行部4名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、横瀬町浄化槽設置管理事業について。

執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を町田勇佐久委員、富田能成委員の両名をお願いをいたしました。

審査経過まとめ。所管事務調査、横瀬町浄化槽管理事業について、上下水道課長より資料に基づき報告、説明を受けました。横瀬町浄化槽設置管理事業条例について、執行部から報告、説明を受けました。本委員会としては、執行部からの報告、説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととまとめといたしました。

以上で報告を終わります。

○**関根 修議長** 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いします。

1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○**1番 富田能成議員** それでは、秩父広域市町村圏組合議会の報告をさせていただきます。お手元の報告書をごらんください。

秩父広域組合議会臨時会。開催日時、平成26年6月3日、午前10時から11時。場所、秩父クリーンセンター。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部。

議事、1、議席の指定。組合議会議員の辞職、任期満了に伴いまして、新たに組合議会議員となった皆野町の大澤径子議員、秩父市の浅海忠議員、大久保進議員、木村隆彦議員、落合芳樹議員、山中進議員、高野宏議員、松澤一雄議員、荒船功議員の9名に対し議席が指定されました。

2、議長の選挙。指名推選により、秩父市の松澤一雄議員が新たに組合議会の議長に選出されました。

3、会議録署名議員の指名。

4、会期の決定。1日と決定されました。

5、諸報告。この諸報告の中で、新任議員について、常任委員会委員の指名が報告された後、各委員会互選により、新たに総務常任委員会副委員長として秩父市の高野宏議員が、厚生衛生常任委員会委員長として山中進議員が選ばれました。

6、管理者提出議案の報告。

7、議案提出及び審議。(1)、議案第8号 専決処分について、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例。概要、子の看護休暇についての変更。秩父市に準拠したものです。これは、秩父市に準拠して、特別休暇の一つである子の看護休暇について、子育て環境の充実を図ることから、休暇の対象となる子の範囲を、小学校の始期に達する子供までから中学校就学の始期に達する子供までに改正するものです。

(2)、議案第9号 専決処分について、平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第6回)。概要。歳入歳出予算それぞれ15万2,000円の減額。なお、この9号議案に係る質疑の中で、執行部より、火葬場建設に伴う市営馬場移転について、今年度中に事業完遂見込みとの発言がありました。

(3)、議案第10号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1回)。概要。歳入歳出それぞれ1,880万円増額。主な増額要因は、消防西分署建設工事に関して、消費税の3%増額に伴う請負金額の増加約930万円。同じく西分署建設工事に関して、公共施設の木造化に係る補助金が、見込みより約210万円多い交付が決定したこと等によるものです。

(4)、議案第11号 工事請負契約変更契約の締結について。概要。消費税増税に伴う請負契約の変更。請負金額930万円増額。

1から4まで4議案とも全て可決決定されております。

次に、全員協議会。平成26年6月3日、臨時議会終了後に開催されました。場所、秩父クリーンセンター。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部。

協議会内容。新火葬場建設事業実施設計の中間報告、ほかです。新火葬場に関しましては、現時点における基本的な設計、構造等プランの概要及びスケジュールに関して説明がありました。執行部によれば、8月中にも実施設計の見積もり積算業務を終了し、本年12月をめどに入札。来年2月の組合議会に契約議案を提出したいとのことでした。なお、実際の新火葬場運用開始については、当初予定どおり、平成28年10月ごろをめどに新火葬場での火葬業務を開始し、引き続き旧斎場の解体、駐車場の整備、外構工事まで含めて全事業を平成29年3月末までに完了したいとの説明がありました。

以上、報告をさせていただきます。

○**関根 修議長** 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対して質疑がありましたら、お受けいたします。質疑はございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 広域のことでちょっとお伺いしたいのですが、7の(4)、議案第11号、この工事請負契約変更の件なのですが、これは何の工事だったのですか。ちょっと失念したもので、お聞きします。

○**関根 修議長** 1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 お答えいたします。

(3)の補正予算のところで、西分署建設工事に関して、消費税増額3%増に伴う請負金額の増加930万円というのが要因としてありまして、西分署の建設工事に関する消費税増加分の変更になります。

以上です。

○関根 修議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○関根 修議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は4名です。

一般質問に際しては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いします。

ここで、本日の一般質問の仕方について念のためご説明します。一般質問者は、最初に演壇にて全ての質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で行いますので、ご了承ください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 おはようございます。3番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿いまして質問させていただきます。

まず、寺坂棚田の今後の展開についてですが、横瀬町観光協会ウェブサイトの「歩楽～里よこぜ」では、寺坂棚田を「武甲山を中心に連なる山々を背景にした絶好のロケーションにあり、初夏の田植えから初秋には黄金の稲穂、朱色の彼岸花など里山の風景が四季を通して楽しめます」と紹介しています。今や寺坂棚田は、横瀬町の重要な観光スポットになっています。

昨年のホテルかがり火まつりや彼岸花まつりには大勢の観光客が訪れました。これも寺坂棚田保存会の方々のご努力により、耕作放棄地がほぼ解消され、鎌倉時代以来の歴史ある棚田が復元されたことによりです。大変すばらしいことだと思っています。

今後ともこのような里山の美しい景観を維持、管理していくためには、将来に向けて耕作の担い手を確保することが何より重要です。幸い寺坂棚田では、都市住民との交流事業が軌道に乗り、多様な担い手が確保されていますが、将来にわたって保障されたものではありません。こうしたことから、寺坂棚田の整備について、観光と耕作の担い手の確保という、2つの側面のバランスをとりながら進める必要があると考えています。

そこで、今後予定している寺坂棚田関連事業の概要はどのような内容か。また、それは担い手の確保に

資するものになっているか。今後、買収した県有地と関連して、1つのエリアとして整備していく考えがあるのか。以上3点についてお伺いします。

2の子供の安全教育についてですが、小学生の通学路の安全が確保されていないのではないかと思います、町道の車歩道の分離の現状と今後の予定、またどのような安全対策をとっているのかお伺いします。

また、保育所の今後についてですが、平成22年10月の横瀬町行政改革等事業仕分けにおいて、当面は現行どおりの運営を行い、将来的には民間に委託する方法を検討していくとなっていました。昨年2回の定例会でお聞きしましたときには、まだ検討の段階に入っておりませんとの回答でした。事業仕分けから3年半たって、どの段階に入ったかお伺いいたします。

以上です。

○**関根 修議長** 3番、内藤純夫議員の質問1、寺坂棚田の今後の展開についてに対する答弁を求めます。振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 私のほうからは、寺坂棚田の今後の展開についてということでご答弁をさせていただきますと思います。

農地は、食料の生産だけではなく、国土保全や水源涵養等の一翼を担いまして、また景観の形成など多面的な機能を持っております。多くの方々がその恩恵を受けていることは既にご案内のとおりでございます。寺坂の棚田につきましては、埼玉県内最大級と言われ、今現在4ヘクタールが水田とし、活用されております。先ほどご質問のありましたロケーションにつきましても大変素晴らしいところでございまして、カメラを持った方々や地域の方が散策や、またハイキングあるいは絵を描いている方、そういう方がたくさん見られ、寺坂棚田に親しんでいらっしゃる方がいっぱいいらっしゃいます。

要旨明細1の(1)、今年度予定している事業展開についてということでございます。先ほどお話がございました。ことしもホテルかがり火まつりを7月5日に行うことで準備を進めております。ことしは約600個のかがり火の点火、また田んぼの真ん中演奏会、まち経営課と共同で月一街角コンサート等も計画しております。既にそれぞれの構成員が、準備の段階に入って準備を進めております。また、秋には、9月28日を予定しておりますけれども、彼岸花まつり、古代米のもちつきや農産物の直売、また同じように田んぼの真ん中演奏会等も計画しております。また、ハード事業としまして、農ある暮らしづくり交付金事業を利用させていただきまして、農業用水路整備の工事、またトイレの設置等を予定しております。

(2)、またそれは担い手の確保に資するものになっているかということでございますけれども、イベントの実施に当たりましては、寺坂棚田保存会が中心となり、その構成団体である寺坂棚田学校、寺坂棚田オーナーの会、寺坂ふれあい農園、寺坂集落協定の構成員の方々が協力し、イベントを盛り上げております。構成員の中には高齢の方もいらっしゃいますが、リピーターの方や口コミ等により新規の会員もふえ、また定年退職された方々も参加をして、その人数も徐々にではございますが、ふえております。

このような方々が各イベントの準備を進める中、また構成員との親睦を図り、収穫の喜びとともにイベントを楽しみながら盛り上げております。魅力ある棚田で楽しいイベントや地域の方々とのふれあいによりまして、棚田に愛着を持ち、棚田の維持管理に多くの方が興味を持っていただき、事業を充実することにより、担い手の確保に大きく貢献するものと考えられます。また、稲作に重要なことが水の確保でござ

います。老朽化した水路等を整備し、安定した農業用水を確保することも担い手の確保に貢献するものと考えております。

(3)の買収した県有地と関連して1つのエリアとして整備していく考え方はあるのかということでございます。町が買収いたしました県有地と寺坂棚田では、直線距離で約400メートルほど、町道を経由しても500メートル程度のところがございます。近隣には札所やオープンガーデン、日帰り温泉、また付近の山林には赤道等がありまして、その赤道等や町道を利用し、周辺の散策や周遊コースとしての活用があると思われまます。棚田を中心に周辺の観光エリアとして、訪れた方々が、点ではなく線あるいは面で楽しんでいただければと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○**3番 内藤純夫議員** 昨年質問してお答えいただいたときには、看板は設置すると。あと、駐車場とトイレも検討しているということでしたが、その駐車場とトイレの問題はどうなりましたか。

あともう一点、秋の彼岸花まつりとよこぜまつりを合体して大きなお祭りにしたらどうかという意見も去年ありましたが、その検討はしているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

駐車場、トイレ、それからよこぜまつりとの合体ということでお答えさせていただきたいと思っております。駐車場等につきましては、現在地権者の方と用地交渉を進めておりまして、昨年の予算でしたけれども、繰越明許をさせていただいたところにつきまして、契約をさせていただきました。ただ、その上にいろいろなものが置いてあります。それを片づけることが条件でございますので、それを片づけ次第、町のほうと契約を、登記を済ませさせていただいて、それから町のほうで駐車場として整備をさせていきたいと思っております。

また、トイレにつきましても、数カ所ある中で、予算もとっておりますので、その中で適当なところを今後設置するというところで進めていきたいと思っております。

また、よこぜまつりと一緒にということで、よこぜまつりが10月の最終日曜日、彼岸花まつりが9月の最終日、時期的に一月ほどずれがございます。ただ、彼岸花まつりで多くの方、地区外の方にも来ていただく。よこぜまつりにも来ていただく。両方を一緒にすれば、役員の方やいろいろな方が、ある意味では楽になるということもございまして、またいろいろ事業を展開する上では、時期をずらしてされたほうが良いというご意見もございまして、今年度につきましては、それぞれ別個に行うわけですけれども、今年度のよこぜまつり検討委員会をこれから進めていくわけなのですけれども、そのときに、そういうことも含めながらこれから検討させていただければということで考えております。

以上です。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

○3番 内藤純夫議員 ございません。

○関根 修議長 ないようですので、質問1を終了します。

次に、質問2、子供の安全教育についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、質問2、(1)、通学路の安全について答弁をさせていただきます。

学校の通学路は、児童生徒の安全な登下校のために、小中学校において定められています。ことし2月の大雪に際しては、通学路確保のためにPTA、保護者を初め各区を中心に、多くの町民の方々のご協力により通学路の除雪をすることができました。ここで改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

まず、安全指導等についてですが、教育委員会では、子供たちの安全・安心の確保を推進するため、校長会等において、日々の教育活動の中でも安全指導に重点を置いて指導するようお願いをしています。登下校の安全指導については、「もしかして・とまる・見る・待つ・確かめる」を合い言葉に、交通事故に遭わないよう、事前指導を行っています。また、昨年12月の道路交通法の一部改正に伴い、自転車の通行について警察と協議し、確認と指導を行いました。

PTA活動においては、小学校では安全委員会、中学校では校外指導委員会を設置し、登下校の安全指導を行っています。平成24年度には小中学校共同で看板を作成し、各区に設置をいたしました。また、毎学期の初め、終わりには、学校教職員が登下校指導をしています。その際、通学路の危険箇所の確認も行っております。今年度5月に引き渡し訓練を実施し、あわせて通学路の点検をいたしました。

次に、学校応援団の活動ですが、平成20年度から実施し、学校教育支援、環境美化支援、安全安心支援の3分野で平成26年度登録されているボランティアの方は、小中学校を合わせて74名の方に協力していただいております。その中、登下校の子供たちの見守りをする安全安心支援ボランティアの方は、21名の方が活躍されています。4月の児童と安全安心支援ボランティアの方との対面・紹介式に始まり、教育委員会、学校から登下校の時刻と年間行事計画をお知らせし、オレンジの帽子と黄色いベストを身につけ、晴れの日、雨の日を問わず、献身的に子供たちのために活動されています。

施設的な面でございますけれども、通学路の安全点検は、毎年PTA役員や保護者の方が確認をしまして、その後学校へ、その危険箇所、危ないところ、この箇所に信号をつけたら、横断歩道の表示をしたら、看板を立てたらなどの提案を出していただきます。その後、学校でも確認し、保護者や安全安心支援ボランティアの方、住民の方からの点検した箇所をまとめた要望書が学校から教育委員会へ提出されます。その要望事項の内容により、交通安全対策の関係については総務課へお願いをし、町道に関しては建設課へお願いをし、国県道に関しては建設課を経由して、建設課から県土整備事務所へ要望をしております。

以上です。

○関根 修議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 子供の安全教育、その中で通学路の安全について、今次長のほうから説明がございま

したが、引き続きまして歩道に関しまして、建設課のほうの立場から、歩道の安全、整備状況等について答弁をさせていただきたいと思えます。

町内の歩道整備に関しましては、国県道に関し、子供の通学路として利用しているエリアでは、片側のみの整備が多い状況ではありますけれども、一部区間を除きまして大方整備されている状況であります。一方、町道の歩道整備に関しましては、なかなか整備が進んでいないのが現状でありますけれども、歩道整備が一定区間にしろ整備されている町道といたしましては、1級幹線道路中心に6路線ありまして、1級町道における整備率は約30%ぐらいになっているということでございます。

現在埼玉県では、県の管理道路のうち小学校の通学路で歩道のない道路が約180キロあるそうです。県では、これら通学路の安全対策に関し、その多くをグリーンベルトを整備することで対応していこうとしております。当町におきましても、通学路に指定されている道路の中で歩道整備が早急に対応できない道路、路線につきましては、グリーンベルト等を整備することにより、ドライバーへの注意喚起を図ろうという状況でございます。また、交差点付近でのベンガラ舗装や見通しの悪い道路への標識の設置等、教育委員会と連携をとりながら通学路の安全対策に努めてまいりたいと思っております。

さらに、子供たちがより安心安全に通学できる環境整備に向け、道路改良事業とも調整を図りながら、利用度の高い幹線道路を優先して歩道整備を図っていく考えでおります。

以上でございます。

○関根 修議長 保育所長。

〔小泉明彦保育所長兼児童館長登壇〕

○小泉明彦保育所長兼児童館長 私のほうから、3番、内藤議員さんの一般質問、要旨明細(2)、保育所の今後について答弁させていただきます。

横瀬町では、昭和34年に保育所を設置し、保育に欠ける場合に、児童を保育所において保育をしております。6月1日現在、町保育所の入所児童は66名、町内在住の方64名、秩父市からの受託児童2名、計で66名でございます。また、管外の公立の保育園に3名、私立の保育園に21名の委託児童がおります。

当町には待機児童はおりませんが、全国的にはゼロ歳から2歳児の保育の希望は多いようであります。来月には、保育所に乳児1名増員の予定であります。また、乳児の保育希望の問い合わせもありますことから、当町においてもその傾向はあるように思えます。

児童福祉法第24条第1項に、市町村は、保護者の労働または疾病等の事由により児童に保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときには、児童を保育所において保育しなければならないと定められております。町内の幼稚園におきましても預かり保育を始められているところがありますが、現時点では保育所での保育を希望される児童は、保育所で継続して保育を行う必要があるものと考えております。

国では、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が実施される予定であります。新たな制度の中で、地域のニーズに応じた保育事業を検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

○関根 修議長 再質問ございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 子供の安全についてもう一つお伺いいたしますが、6月に入り、秩父市の小学校のプールで悲しい死亡事故が起きましたが、横瀬小学校ではどのような安全対策をしているのかお聞きしたいと思います。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 内藤議員さんの再質問でございますが、子供の安全ということからのご質問かと思えます。

小中学校のプールの指導体制でございますけれども、この件については、事件の報道を知りました日に、教育長、指導主事にて小中学校を訪問しております。事故を起こさないようお願いするとともに、プール指導の体制を確認しております。小中学校のプールの指導の最低人員は、小学校が3人体制、中学校が2人体制でございます。水質や水温の確認、健康観察、準備運動など基本に忠実な確認をすることや、持病がある子など配慮が必要な児童生徒に対して、特に配慮するなどの安全の徹底を図っていると、そういうふうなことを確認したというようなことでございまして、非常に痛ましい事故に関してありましたので、早急に対応したというようなことでございます。

以上でございます。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 ありがとうございます。子供は横瀬の宝ですので、くれぐれも事故のないようお願い申し上げて、保育所のことでもう一つお聞きしたいのですが、保育所の予算が、平成26年度運営費が1億200万円、一般財源から7,000万円となっております。中央公論の「消滅する市町村523」の中にも横瀬町も入っております、日本創成会議という会の論によりますと、若い女性が50%流出すると、その市町村は消滅するというところでございますが、この一般財源から7,000万円、これを、66名の方が今いらっしゃると言っていました、民間委託して余ったお金で、横瀬町の幼児全員に何らかの行政サービスをするとか、人口の減少を食い止めるためにも有効利用ができないかと、何かしていかないといけないと思いますが、執行部はどのようなお考えでいるのでしょうか、お願いします。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 7,000万円という話があったのですが、一応三位一体改革等で国の交付金がなくなって、それが一般財源化されたということですが、補助金、交付金がなくなると同時に財源移譲等があって、その財源移譲等で町の裁量の中で保育事業等をやっていけという方向だったと思います。

今民間委託等の話もありますが、町の幼稚園が預かり保育というのを今始めています。ただ、預かり保育というのは、あくまで保育園機能としてまだないと。簡単に言うと、認定こども園に至っていない状況の中で、5年以内に認定保育園に移行するような団体においては、預かり保育を認めるというようなことであろうと思います。そういった中で、保育園の委託するべき担い手というか、そういったところがまだ体制ができていないというふうに今考えています。

また、町内に子供を預けるところが複数あったほうが良いという意見も多いということも聞いていますので、なかなかそういった、一気に委託というふうな方向は行かないのかなというところが、今のところの検討した結果です。今後いろんな状況で変化があれば、まずそういった民間委託等についても考えていきたいというふうに思いますが、今後のいろいろ展開次第というふうに思います。

以上です。

○**関根 修議長** 以上で、3番、内藤純夫議員の一般質問を終了します。

暫時休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま一般質問中ですが、事務局長より誤字の訂正がありますので、発表いただきます。

○**町田 勉事務局長** 済みません、議事日程の関係なのですけれども、下から2行目、日程第10というところなのですけれども、ちょっとこの「第」が、平仮名の「だ」が間違っていましたので、「第」ということで訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○**関根 修議長** 以上であります。

休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

---

○**関根 修議長** 次に、4番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○**4番 大野伸恵議員** 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

5月15日の朝日新聞地方版に「秩父降雪260年ぶり」の記事がありました。1754年、宝暦4年に、4尺、1.2メートルの古文書の記録があったそうです。2月の大雪から4カ月経過いたしました。今改めて雪害について振り返り、今後に生かしていかなければいけないと考えています。横瀬町地域防災計画を踏まえ、そのあり方についてお聞きいたします。

昨年12月議会において、除雪についての一般質問を行いました。町地域防災計画では、当町が豪雪地域ではないこと等から、雪害予防計画にとどめ、雪害対策計画の策定には至っておりませんが、もしも災害発生に至る可能性のある大雪となったときは、災害時初動マニュアルを利用した態勢をとりたいと考えておりますと答弁をいただきました。残念ですが、現実となってしまいました。町長の平成26年度所信表明では、改定に合わせ、雪害対策を新たに盛り込んでまいりますとのことでした。今後の防災計画をより有

効にしていくには、今回の雪害を検証し、行政、住民の行動を時系列でとらえた事例から学び、今後の対応に生かすことだと考えます。また、習熟するためには、災害時初動マニュアルを見える化しておくことが大切と考えました。

そこで、お聞きいたします。2月15日土曜日の午前中に、私は、地域の方から聞かれましたので、役場に電話しました。いつもは除雪しない4桁町道も除雪の対象になるのでしょうかとお聞きしましたら、日直の方から、そのようになると思いますの答えと午後には建設課長が来るとの話を聞いて、大変心強く感じました。

翌16日日曜日は、9時から、横小付近の歩道の雪掃きを11区の役員さんや有志の方といたしました。そのとき既に横小の駐車場はきれいに除雪されていたので、驚きました。役場では課長さんたちが、役場周辺の雪掃きをされていました。国道299号では武蔵横手から歩いて帰ってきた人と会いました。スコップを手会社に向かう人たちもいました。

災害対策本部は、16日日曜日8時30分に設置されたとお聞きいたしました。85ページに本部の設置が書かれています。アの項に、設置及び廃止の通知等とあり、設置したときは、町長は直ちに県防災課、消防団、町防災会議各機関、住民、報道機関に、防災行政無線、電話等により通知及び公表するとあり、本部を廃止したときも、その旨を、設置したときに準じ通知、公表するとあります。私は、防災無線等気をつけていましたが、設置も廃止も聞いていませんでしたが、どうされていたのでしょうか、お聞きいたします。

今回災害対策副本部長の副町長が数日登庁できなかつたと思います。これらも災害が起きて初めてわかつた事柄です。15日土曜日に招集できた役場職員は、また横瀬小中の職員も、月曜日には何人が来られたのでしょうか。これらについても防災計画で想定しておかなければならないということがわかりました。それぞれどのような対処をお考えでしょうか。

対策本部会議の任務は、重要な災害情報の収集及び伝達に関する事、救助法の適用の申請に関する事、自衛隊の災害派遣に関する事、県に対する応援の要請に関する事、災害対策の経費の処理方法に関する事など明記されています。それらについての任務を非常時に滞りなく実施するため、訓練をされたらと12月に提案していました。また、見える化して職員全員に認知しておくことが大切だと感じています。今後どう取り組んでいくかお聞きいたします。

また、106ページの災害情報通信計画によりますと、速やかに災害情報を取りまとめ県に報告することと等が書かれています。基本事項の1として、災害報告の迅速、正確を期するため、情報収集体制をあらかじめ整備しておくことになっているようですが、災害対策本部は、設置された後、情報収集をどのように実施されたのでしょうか。

地域防災計画の防災会議委員には、各地区の区長さんと地元企業が入っていません。私は、地域の情報は区が一番把握しやすいのではと考えました。11区では世帯一覧表がありますので、区長さん経由で班長さんに連絡を入れれば、班内の被害については大体把握できると思います。一番重要な初期被害状況の把握に有効な手だてではないでしょうか。地元企業についても、除雪等の機械、また人材なども豊富であると思います。防災計画についてもその旨は書かれています。早急に対処をしていただきたいのですが、いかがでしょうか、お聞きいたします。女性についても、今回民生委員さんの活躍を聞いていますので、検

討いたきたいと考えています。

町民に対する安心安全への対応ですが、町内のことについて、テレビや新聞からわかる情報はありませんでした。住民には防災無線の活用が必須であると認識いたしました。ボランティア活動についてホームページで募集されましたが、どんな些細な情報もより多くの住民にわかるよう広報していただきたいと思います。役場職員の動員についても、勤務時間外は防災行政無線等で行うと書いてありますが、町の動向がわかることは住民に安心感を与えられます。

また、我が家の横の4桁町道では、除雪車が来てくれたのは18日火曜日の4時でした。自分たちで除雪が終わったと同時にでしたが、4日分の食料の備蓄で大丈夫だなとすることができました。町道の除雪では、貴重なデータがとれたと思います。その実施された日時を記録しておくことで、大まかな地域の除雪計画が把握され、住民に知らせることができます。何日待てば自分の家に来てくれるのが推測されれば、買い出しなどの不安が解消できます。

同じように、今回孤立した家も事前に確認をとるシステムの確立が不可欠と考えました。生命への緊急性がなければ、数日自宅で待機していただけます。除雪の優先順位もわかり、効率的な除雪ができると思います。それらについてどうお考えでしょうか、お聞きいたします。

また、今回国道299号線の雪崩により、町も孤立の事態となりました。今後県等への改修等の働きかけも必要と思いますが、町としてどう取り組んでいくのでしょうか、お聞きいたします。

今回町道除雪について、撤退する業者が出ていると町長所信表明でありました。今回のようなことが発生する中、業者が少なくなれば除雪作業が遅くなり、結果的に住民に不便がかかります。1秒を急ぐ救急車も、除雪なくして動くことはできません。生命の危機も内在する問題です。撤去を防ぐ努力はされているのでしょうか。

株式会社ぎょうせいの発行している「ガバナンス」4月号に、「除雪できない。予測されていた危機が問いかける地域社会の今後」の記事がありました。「以前から公共事業が減り、また落札率が低いほどよいという社会常識も変わっていない中で、建設業の体力低下が起きている。体力が落ち切った業者は、ボランティア的業務でしかない重労働をいつまで維持できるだろうか。除雪は早朝に行われる場合が多い。誰が、どのようにして除雪を行っているか知らない人は多い。しかし、その誰かがいなければ社会は維持できない。そのことを正面から見据えた議論を始める時期ではないか」と結ばれていました。

高齢化を迎えた地域で、来てくれた除雪車に思わず手を合わせたとの話を聞きました。川東では、区で、区内の重機を持っている方に除雪を依頼したと聞きました。建設事業者、地元企業など除雪可能な重機を持っている事業者を把握し、防災協定を結び、早急に対応できるように調えるのが住民の安心につながることであり、行政の仕事であります。どのように対応されていくのかお聞きいたします。

また、提案ではありますが、役場で除雪車を購入しないでしょうか。町内飲食店で、お客様の駐車場を確保するため、自前で除雪車を持っている方がいます。同じように、役場でも駐車場の除雪は住民サービスの一環ではないでしょうか。

さきの「ガバナンス」の本でも、群馬県南牧村の事例でしたが、積もって20センチほどの積雪の少ない町とのことでしたが、1台の除雪車を持っていました。まず、老人ホームへの除雪を行ったそうです。緊急性のある病院や公共施設の除雪などは、役場が行うことで除雪業者の負担も軽くなります。また、凍結

後の歩道の除雪は、人の力、共助頼みではとても無理だと思いましたが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、ことし3月に作成された2013年横瀬町男女共同参画プランよりお聞きいたします。この問題は、私の議員としてのライフワークでもあります。平成18年から21年度を終了時とした同プランがありました。その後、空白の期間を経て、今回平成26年から31年までの新たなものが作成されました。女性に対する暴力の根絶、男女共同参画の視点に立った防災計画の推進などが新たに加わっていますが、おおむね内容、文言等同じものでした。平成21年の計画期間の満了において、町として成果が上がったと感ずるものがあったのでしょうか。目標管理制度を設け、一人一人が意識を持つことにより実績を上げていただきたいのですが、どうでしょうか、お聞きいたします。

今回新たに、男女共同参画の視点に立った防災計画の推進が挙げられました。とてもうれしく、感謝しています。しかし、民生委員や愛育班など複数の女性が加入することが必要です。自由な発言を引き出すためには、お飾り的な人数では機能が発揮できないからです。6月の横瀬広報に公募委員の募集がありましたが、1名では十分な機能を発揮できるのでしょうか。また、消防団などへの女性参画も書かれていますが、どう実現に向けて進めていくのかお教えてください。

また、33ページより、男女がともにつくるまちづくりが基本目標に掲げられています。今まで私が提案してきた内容そのものですが、模範であるべき役場では、女性管理職の登用や職域の拡大は図られているのでしょうか。勤務年数が同じ場合、同じように昇給、昇格していますか。育児休暇期間の場合の昇格などどうしていますか、お聞きいたします。

また、地域活動への男女共同参画の促進をうたっています。秩父市では女性の町会長がいらっしゃるようです。区行政への女性役員の登用を役場主導で推進していくことを提案いたしますが、いかがでしょうか。

男女共同参画の実行には、引き上げようとする強い意思が必要です。意思決定過程への男女共同参画を、半数は女性にするぐらいの意識の改革がないと進んでいけないと思います。先日私の仲間が、林業女性の男女共同参画と女性の地位向上に取り組んだことなどが評価され、農林水産大臣賞受賞、その後林業部門での天皇杯を受賞され、天皇皇后両陛下に拝謁されました。お話を聞くと、全国の山林関係の上部団体から女性の団体をつくるよう強く求められたことが活動の最初とのことでした。埼玉県でも農業委員に女性を入れてくださいと要望があったことを聞いています。同じように、町主導で区行政に女性を入れていくことを推進していただきたいのですが、どうでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員の質問1、横瀬町地域防災計画のあり方についての答弁を求めます。  
総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 要旨明細1及び2について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細1ですが、災害対策本部の設置については、埼玉県には現状等報告の中で回答をしております。また、町全体には、町長から町民の皆様には大雪の対応についての報告の中で、防災無線により放送をしております。廃止につきましては、雪崩注意報がなかなか解除されなかったこと等から、3月17日

に廃止をしたわけですが、公表はしませんでした。

職員の動員ですが、15日は、総務課職員4名、建設課職員3名、日直2名の計9名で、除雪に関する電話問い合わせ対応、道路状況に関する状況発信等を行いました。また、17日の学校教職員の出勤は、横小14名、横中10名とのことです。災害の程度によっては、職員全員が参集できない場合も当然想定されます。そのときには、計画にも記載されていますが、緊急性、弾力性のある対応や必要に応じて県等外部からの応援の受け入れによる対応をすることになります。

また、職員の災害対応については、職員向けの初動マニュアルにより行動することになっていますが、やはり現状では防災担当主導にならざるを得ないと感じていますので、一定の災害を想定したシナリオの作成等により、平常時に初動訓練を実施するようにしていきたいと考えております。

次に、要旨明細2ですが、災害対策本部設置後の情報収集ですが、除雪状況、要援護者状況等については、担当各課から関係者への電話等による収集、孤立集落の状況等については、行政区への電話による収集、災害発生状況調査分担表を基本とした被害概要調査による収集等を実施しました。

防災会議の委員ですが、改正条例に基づき、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者として、区長さんや女性の方にもお願いし、防災計画作成時またはその実施推進に意見を述べていただきたいと考えております。

災害時の情報伝達として、今回の大雪時にも、道路除雪等情報、鉄道、バス運休情報、落雪注意喚起等さまざまな情報を、防災無線、安全・安心メール、ホームページを利用して行いました。今後もこれらにエリアメールの発信も加え、必要な情報伝達を行いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○関根 修議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 私のほうからは、質問事項の1、横瀬町地域防災計画のあり方の中で、要旨明細の(3)、(4)についてお答えを申し上げます。

初めに、(3)の今回の除雪実態を今後を活用すべきではないですか、また国道299号改良の県への働きかけはどうか、この2点について答弁をさせていただきます。

2月に経験した未曾有の大雪、想定外の降雪量は、住宅や農業施設等にも甚大な被害をもたらし、関係者は大変苦慮されておりました。道路の除雪に関しましても、想定外の大雪で、今まで培った通常の除雪方法では対応が難しく、なかなかはかどらない状況の中、町民の皆さんは不安を抱かれた方も多かったと思います。

2月の大雪で除雪に要した日数を見ると、降雪後、ある程度一段落するまでに約12日間の日数を費やしました。このことは、大雪に対する経験不足や、段取り面等においてもスムーズな除雪対応ができなかったことが大きな要因の一つになってきていると思っております。今後は、こうした要因を検証するとともに、想定外の除雪作業で培った貴重な経験をもとに、改善できる点は早急に取り組み、来るべき降雪期に備え、準備を進めてまいりたいと思っております。

また、国道299号改良の県への働きかけはどうかとのご質問でございますけれども、国道299号川地橋手前の大カーブがありますが、その前後で起きた雪崩についてご質問だと思います。2月の大雪で秩父

圏域での国県道においても、至るところで雪崩が発生した状況であると聞いております。県では、この大雪に対して、危機管理防災課が中心となり、関係部署と連携し、さまざまな観点から検証が進められていると私のほうでも聞いております。

また、道路の除雪問題に関しましては、県土整備部において対応方針が協議され、その方針に基づいて各県土整備事務所ごとに状況を勘案し、対応策を検討していく予定だと聞いております。雪崩の発生場所としては、その多くが秩父県土整備事務所管内で発生しておりまして、秩父圏域での雪崩については、今後秩父県土整備事務所が中心となって、管内の関係市町村と横の連携をとりながら具体的な対応策について検討していくことと思います。そうした会議におきまして、私のほうからもしっかりと問題提起をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、要旨明細4、業者の除雪撤退防止のための施策は。また、町では除雪車の購入はどうですかというご質問でございますけれども、まず業者の除雪撤退を防止するための施策でありますけれども、議員さんから言われるように、除雪作業に関しましては、平成20年まで、町内の土木業者の皆さんを中心に、地域の善意の心に支えられまして、ボランティア的業務、そういった業務として除雪作業が行われていたという実態がございます。しかし、そうした状況をいつまでも続け、業者の皆さんにご負担をおかけしている状況は余りよろしくないということで、状況を変革すべく、平成20年度より、県の除雪等委託落札額である県単価を採用させていただきまして契約することで、業者の負担軽減を図ってまいりました。

現在の除雪業務に関しましては、業者と適正な価格で委託契約を締結するとともに、他の自治体に先駆け、除雪機の新たなリース契約等に関しましても、固定補償費の一部を助成する等、業者の皆さんに過度の負担をかけずに除雪業務が展開できますような環境整備に向けて今やっているところでございます。また、町内業者である武甲山関連の4社、交通委員会等におきましても、平成20年、これは11月なのですがけれども、積雪時の作業に関する覚書を締結させていただきまして、除雪時に献身的な協力を現在もいただいているという状況でございます。

しかし、議員さんおっしゃるように、今回のような未曾有の大雪に対しましては、町内業者のさらなる協力体制というようなものは必要になってくると思います。町民の不安をより早く、早期に取り除くことができるような体制づくりを進めていくのには、これからも新しい体制づくりをしながら、備えていかななくてはならないと私も思っております。

続いて、町で除雪車の購入はどうですかとお尋ねでございますけれども、現時点で除雪対応のみのために利用するタイヤショベル等除雪機の購入は考えておりません。重機の購入に関しましては、イニシャルコストに加えて年間の維持費等が相当かかりますので、できることならば1年を通して効率よく稼働できるように、多目的な分野での使用を検討する必要があると思っております。今後は、他のセクションとも相談をしながら、通年で使用できるような、稼働率を上げるような、そういうことがどういうふうにしたらできるかということをよく見きわめて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ありがとうございます。この質問を雪が降ってから、私たちぐらいの年代の方が

よく言うのですけれども、今は除雪できると。でも、10年とか20年たったら除雪できないときに、私たちはこの秩父や横瀬町に住んでいられるのだろうか。秩父に本当に住んでいられるのだろうかという声が多く聞こえてきます。そのこのところからの質問なのですけれども、除雪という簡単な、ちっちゃなことかもしれないのですけれども、住民に対する、住んでいても大丈夫だよという安心感を与えるためには、とても大切なことだと思うので、その観点からお聞きしたので、そのこのところを執行部の方もよろしくお願いいたします。

そうしますと、だから除雪車を、先ほどの建設課長さんなのですが、維持費が高いので、除雪機は、機械は買えないと言いましたが、例えば消防車も、年間でその稼働率というのはそんなに多くないと思うのです。多くあったら困るのですけれども。そういうことを考えたときに、町でも1台ぐらいは、維持費がかかっても、生命にかかわる問題ですので、購入していただきたいと考えていますので、そのこのところを検討していただきたいのですが、その点をお願いいたします。

それから、国道299号線なのですが、これは秩父や横瀬に、秩父に住む人たちにとって生命線なのです、この国道は。通勤、通学ができなくなるわけです。ですから、299号が通れないのだよといっても、飯能とか東京寄りの会社では、休まなくてはならないのですけれども、休んだという事実が出てしまうわけなのです。そうしますと、これも秩父に住んでいられるかなという問題になってきてしまうわけなのです。だから、その点も踏まえて、住民に安心して横瀬町に住んでいられる、地域が消滅するようにならないような安心感を与えるためには、年をとって一人でいても大丈夫ですよ。除雪は任せてください。自助でだめです。共助でもだめです。でも、公助はあるから大丈夫ですよというまちづくりをお願いしたいということで、この質問をしましたので、299号の確保について、県への働きかけを町のほうで強くしていただきたいということを確認のため1点聞くことと、除雪車についてお聞きします。よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 大野議員さんの再質問でございますけれども、安心感を与えるためにということで、さまざまな観点から大野議員さんはいろいろ検討してご質問いただいているのだと思います。

維持費がかかるからこの除雪関係の機械は考えていないということ、そういうことを言われましたけれども、それだけではなくて、先ほども言いましたように、これから検討していくのは、例えばの話ですけれども、除雪関係で建設課のほうで対応するためにそれを購入する。それとまた、もしこれからそのタイヤショベルが上下水道課のほうの事業等にそれも対応できるとか、そういうものをいろいろ検討した結果、できるということになれば、それは早急に対応していくような状況になってくると思うのですけれども、そのほかに、今はちょっと、この雪を経験してみて、私たちも感じたことなのですけれども、大雪で、降って、今回は、重機はいっぱいあるのに、その重機が稼働できないという状況も相当ありました。

ある業者によりますと、その重機を動かすのに資格者がいないのだよと。町外で来られないのだよとか、そういうことがありました。また、ある業者におきましては、一般の人が重機を貸してくれと。俺は免許を持っているのだから貸してくれ。その重機で掃きますよということで言ったものですから、免許があつて有資格者でありましたから、ではそのほかのところも手伝ってくださいよということで手伝ってもらっ

たということも聞いております。そういったこともありますので、一概に、横瀬町の町のほうで買うというのがありますけれども、そういった稼働していない重機をどう生かしていくかというの、これから検討課題だと思っておりますので、その辺のことをこれから検討していくということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、国道299号の関係ですけれども、これは私どもも初めの経験で驚いたのですけれども、秩父圏域内でほとんど雪崩に対しては起こっていたという現状だと聞いておりますけれども、例えば140号とか大滝の三峰神社に行くほうの道路とかというのは、10カ所、20カ所というような、そういう物すごい単位で雪崩が起きていたそうです。なかなか大変になると思うのですけれども、そういったことで、県土整備事務所等におきましても、かなりその雪崩に関しましては、どんな形で対応していくかということをお我々とこれから先詰めていくということで聞いておりますので、特に大野議員さんが言われますように、秩父にとってはその299というのはものすごく重要路線になっておりますから、その辺は最優先をして考えていただきたいと思っておりますので、私もそういう席におきまして提案をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ありがとうございます。それでは、これは最後の要望ということなのですが、以前小泉議員が、資格者は何人いるのかというご質問をされたことがあるのですが、重機の資格者を役場の人たちも取っていただくと大変いいのかなと思っておりましたので、それを要望としてお願いしまして、この質問についてはおしまいいたします。ありがとうございます。

○**関根 修議長** 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、2013横瀬町男女共同参画プランについてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 答弁させていただきます。

まず、要旨明細1の平成18年3月策定プランの成果ですが、男女平等の意識づくりとして、人権講演会、人権標語づくり、人権フェスティバル等各種啓発事業により人権尊重の認識が広まってきております。健康で安心できる環境づくりとして、保育サービス、学童保育の充実、介護支援、在宅保健福祉サービスの充実などにより、男女がともに働きやすい環境が整備されてきております。男女がともにつくるまちづくりとして、横瀬町附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、公募制度や女性の登用促進により、多様な町民ニーズを政策等に反映させております。2013プランにおいても、男女共同参画を推進していくとともに、各項目にある担当課の具体的な取り組みについて、毎年度終了後、進捗状況の提出をお願いし、実効性を高めようと考えております。

次に、要旨明細2ですが、2013プランにおいても、意思決定過程への男女共同参画の促進として公募制度の促進をうたっておりますので、各課には横瀬町附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、公募に努めていただきたいと考えております。また、女性の立場に立った防災対応ができるよう、自主防災

組織への女性の参加について、区長会を通してお願いしていきたいと思います。

次に、要旨明細 3 ですが、当町では現在適正な人事を行っていることから、その立場にあるべき職員は、女性、男性の別なしに、管理職やどの職種へも人事異動の対象となっております。また、職員の昇給、昇格については、町職員の給与に関する条例等に基づき行っております。育児休業明け職員の昇給については、町育児休業等に関する条例に基づいた復職調整による昇給を行っております。

最後に、要旨明細 4 ですが、自主防災組織への女性参加と同じように、区長会の席上で、男女共同参画の観点からお願いしていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

4 番、大野伸恵議員。

○**4 番 大野伸恵議員** 大変ありがとうございました。役場主導で区行政への女性委員の推進をしていただくとことなので、大変心強く感じました。

目標管理制度なのですが、1 です。これは、よく私も役場時代に思っていたのですが、こういうものをつくって、つくったということで仕事が全部終わったような気がするわけなのです。でも、これをつくっただけだと、まだ私は 10% ぐらいではないかなと思っているのです。それで、残りの 90% ということで、この書いてあるものが、少しずつですけれども、全部実現できたところが完成ということなので、このつくっただけですが、残りの 90% を完成するためには、一人一人が目標を持って、きちんきちんとやっていたかなければいけないのだと思うのです。ですから、各課でも、そういう数値を挙げてですか、本人の意思も必要だと思いますし、数値も必要だと思うのですが、実現するのだという強い意思を持って取り組んでいただきたいので、この目標管理制度というものを導入してやっていただきたいなと思うのですが、その点の確認を 1 点いたします。

それから、今回庁内推進会議委員とか男女共同参画推進団体ネットワーク委員とかが、前は、これには載っていたのですが、今回のプランには載っていないのですが、そこら辺は決まっているのでしょうか、それをお聞きいたします。

それから、役場の女性の職域の拡大なのですが、私はこの間、児童館に正職員が誰もいないということを知りまして。4 月に正職員が配置されました。女性でした。横瀬町でも秘書は女性がやっておりますよね。しかし、私が以前太田市を訪れたときには、男性の秘書が、本当に優秀な感じで、さわやかな感じで、すばらしい対応をしていただいたのを見まして、ああ、すごい、男性でもすごいのだな、秘書をやるのっていいのだなということ強く感じたことがあります。

ですから、児童館は女性と、もしかしたら意識のない中の意識で女性とか、秘書は女性とかという見方があるのかなという気がするのですけれども、そこら辺も一歩踏まえて意識を変えていただければありがたいなと思うので、その点、2 点ですか、聞きたいのですが、よろしくお願ひします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

柳課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 大野議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、目標管理制度ですけれども、先ほど答弁の中で申しましたが、今回のプランに関しましては、目標の数値は載っていませんけれども、各課の目標が掲げられております。それを、やはり年度ごとに進捗状況等を出させてもらいまして、そのときに意識を持って実行していただきたいということで、今回のプランに関しましては、それを今後行いたいと考えております。

それと、町の総合振興計画にある目標指数を記載すること等による目標管理を行うことに関しましては、成果を上げるための手段であると認識しておりますので、次の計画策定時には成果を上げる何らかの対応ができればと考えております。

それと、プランの委員さんですか、その関係ですけれども、今回は男女共同参画庁内推進会議委員を選定いたしまして、できたもの等に関して意見を述べていただいております。何せ今回は時間がなくて、外部の委員さんではなく、中で、いろんな課の人、女性が多いのですけれども、意見を聞いて最後には作成しております。

それと、女性の職域の拡大に関しましては、先ほど申したとおり、規定上では特に差はないわけですので、そういう立場になったときには、当然そういうことになると思いますので、よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ありがとうございます。先ほども言いましたが、こういう本は、横瀬町地域防災計画もそうですが、2013年横瀬町男女共同参画プランも、つくっただけでは仕事が終わりませんので、これが十分に発揮できるように役場の方にはお願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○**関根 修議長** 以上で4番、大野伸恵議員の一般質問を終了します。

これにて本休憩といたします。

再開は1時です。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○**関根 修議長** ただいま4番、大野伸恵議員の一般質問を終了しました。

次に、8番、若林スミ子議員の発言を許可いたします。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○8番 若林スミ子議員 皆様こんにちは。8番、若林スミ子でございます。議長の指名をいただきましたので、通告に従い、大きく3つ質問させていただきます。

1番目として、投票しやすい環境の整備について。私たち議員の任期も、はや1年を切りました。また、それに先立ち、来年そうそうには町長選も行われると思います。近年、各選挙の投票率が年々低下している状況が続いております。町民の方から、行きたくても行けない高齢者がふえている中で、投票率向上のために対策を真剣に考えるべきだとの指摘をいただきました。

当町の昨年夏の参議院選挙では投票率57%、その前の衆議院選挙は63.5%、前回の町議会選挙は79.5%、そして町長選は79.4%でした。全国的には低投票率が続いている背景には、政治に対する政治不信等さまざまな要因はあると思いますが、投票率向上のためには、法律を遵守しつつ、できる限り投票しやすい仕組みや環境を整備することが必要と考えます。

最近では期日前投票の方法ができ、有権者にとっては選挙権を放棄しなくても済むようになり、大きな改善がなされたと思います。当町においても、期間は異なりますので、一概に比較することはできませんが、期日前投票の利用率は20%近くになって、有権者の投票意識の向上に役立っているように思われます。その中で、もう一步踏み込んで考えていただきたいと思いますので、お伺いいたします。これは、以前にも質問をいただいた件ではございますが、再度一般質問させていただきます。

期日前投票の宣誓書について、期日前投票に行くと期日前投票宣誓書に記入しなければなりません。混雑しているときは待つこともありますし、この宣誓書の記入については、監視されているような投票所の不思議な雰囲気の中、宣誓書を書くのは緊張して時間がかかってしまう。何とかならないか。そもそも宣誓書は必要なのかなどという住民の声がございました。

総務省のホームページからダウンロードして、自宅で記入して持ってきても受け付けてくださいますが、一番使いたい高齢者に周知が行き届かず、パソコンを使える方も多くありません。受付事務の簡素化や投票しやすくする観点から、投票入場券の裏に期日前投票宣誓書を印刷して、各家庭に配付して、しっかり記入していただいて持参する方法に改めたいかがでしょうか。この方法は、既に他地域でも先進的に取り組まれていて、秩父市においても本年の市議会選挙から取り組まれ、有権者の方々から好評と伺っております。期日前投票宣誓書の投票入場券裏への印刷についての見解をお伺いいたします。

次に、投票所において高齢者や身体的弱者の方への配慮はどのように取り組まれていますか。例えば車椅子の準備、段差はどうか、履物を履いたまま投票はできるのか、また車椅子やシルバーカー、つえなどをついたまま入場が可能であれば、投票台の高さやつえをかけるところがあると助かる等の声を伺っていますが、対応が可能かどうかお伺いいたします。

大きな2つ目として、下横瀬橋改良の進捗についてお伺いいたします。2月の大雪の影響もあり、予定が繰り下がり、5月末には基礎部分については終了されたように見受けられますが、一日も早い工事完了を望みますが、今後の日程、完了予定等をお聞かせください。

次に、大きな3つ目として、防犯灯のLED化の進捗状況についてお伺いします。また、防犯灯のポール等の浸食状況の把握はいかがかお聞かせください。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○関根 修議長 8番、若林スミ子議員の質問1、投票しやすい環境の整備についてに対する答弁を求めま

す。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 答弁させていただきます。

初めに、要旨明細1の期日前投票宣誓書の入場券裏への印刷ですが、宣誓書の自宅での記入可能による記載所での時間短縮になると理解しております。今後、秩父市の例を参考にするなど、郵送料、印刷料等経費の面、個人情報保護の面、利便性、事務の簡素化等を考慮して選挙事務の改善を図っていきたいと考えております。

次に、要旨明細2の各投票所の高齢者等への配慮の取り組みですが、以前より段差解消などを行い、車椅子での入場ができるようにしてきております。しかし、各投票所の建物構造により、不都合な部分がないわけではありませので、その場合には選挙事務従事者の介助等により対応してきております。また、車椅子自体の投票所での用意については、特に事前には行っていませんが、役場所有のものを利用するなど対応は可能ですので、必要に応じ、投票所の構造を効率しながら、投票環境の改善を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○関根 修議長 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 ありがとうございます。期日前投票の宣誓書の取り組みについては、今後また秩父市さんに準じて考えていただけるということでございます。

その中で1点、経費の面もありますので、まずはもう間もなく当町も、先ほど申しましたように、年が明けますと町長選、また4月には地方統一選ということで町議会議会選挙もございますので、あっという間に七、八カ月過ぎてしまうわけですので、そのときに間に合うかという、まだちょっと検討の余地があるかと思えます。一案といたしまして、総務省のホームページからダウンロードした宣誓書等を選管の窓口を用意していただいて、それをとりに来ればいただけるというような方法をとっていただけるか、1点お伺いいたします。

それと、投票所に行ったときに、投票所というのは、本当に私語は慎んで黙って、異様な雰囲気というか、厳粛に投票するというような雰囲気がございますので、投票に行ったときに、手が震えて自分では字が書けないという方とか、また障害があつて、行けるのだけれども、手で書けないという方もいらっしゃいますので、代理投票、代筆投票というのできるようになっていいると思うのですけれども、そのような方法を知っている方が少ないと思えますので、このような仕組みを知らないで投票に行くのを諦めている方も少なくありません。ですので、もっとそういった周知を、安心して投票に来てください、わからないことは係の者がしっかり案内しますというような案内もしてほしいという町民の方の要望もございしますので、そのような点もぜひ考慮していただけたらと思えます。

また、先ほど申しましたように、次の身体的弱者、また高齢者の方のつえ等を置くような場所というか、股に挟んで投票するというような形の方もいらっしゃいますので、そういうような考えも入れていただけるかどうか答弁をお願いいたします。

○関根 修議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 若林議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、宣誓書のことですけれども、実際問題ホームページとか、よそのやつでもダウンロードしても使っておりますので、もしそういうご希望等が多ければ、当然役場にそのカードがありますので、期日前投票所のところに置いてありますけれども、そういう違うところでももし欲しいというのであれば、その辺は、ホームページで打ち出したものでもオーケーということで、希望によっては用意したいと思います。

それとあと、自分で書けない場合等の代理投票ですか、そういう仕組み等の周知ということですが、その辺も検討したいと思いますけれども、先ほどちょっと答弁しましたけれども、今度の選挙に間に合うように、秩父市の入場券ですか、その辺を参考に、やる方向で考えておりますので、その中に説明文が入ると思いますので、もしかしたら周知はしないで、それで周知するということになるかもしれませんので、その辺はどちらになるかは検討したいと思います。

それとあと、つえ等の置く場所ですけれども、実際にはつえをついている人はやっぱり投票所の中を歩くわけですから、どこで置かかという、やっぱり記載台のところかなと思いますけれども、記載台のところにかける人がいますけれども、なかなかかからない場合のつえとか、あと立てかけられないようなのがありますので、それも投票管理者等とまたよく相談しまして、できることはやりたいと思います。

以上でございます。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 私的には、一番近いところの選挙はまだ難しいかなと思っていたところですが、なるべく努力してくださるということで、ありがとうございます。こういったちょっとした改善を、声を生かしていただきますと、やっぱり投票率を上げられると思いますので、やっぱり横瀬町で1%投票率が上がるということは非常に素晴らしいことだと思いますので、ぜひとも、また担当の方は夜遅くまで頑張っているの、大変だと思うのですが、以前にも横瀬町は、どちらかという開票の手順は非常によく、県の中でもいいところにいるのですよというお話を聞きました。そのご努力は十分に承知していると思いますので、有権者の方たちには無駄がないように、この期日前投票等を利用し、しっかりと自分の意見、この町をよくしていくのだという意見を投票できるように、こちらも推進していきたいと思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

以上でよろしいです。済みませんです。

○関根 修議長 要望でいいわけですね。

以上で質問1を終了します。

次に、質問2、下横瀬橋改善の進捗状況についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 それでは、8番、若林スミ子議員の質問事項の2、下横瀬橋改善の進捗について、要

旨明細で、2月の大雪の影響もあり大変だったと思うが、一日も早い工事完了を望んでいます。今後の日程、完了予定等についてご質問いたしますということで、そのことについて答弁をさせていただきます。

下横瀬橋の拡幅補強工事に関しましては、ご存じのように、平成25年度から27年度までの3年間で事業遂行を図ろうとしている事業でございます。昨年の9月議会におきまして、この下横瀬橋下部工拡幅補強工事の請負契約に関し、議員の皆様方にご承認をいただき、契約を締結させていただいております。平成25年度工事に関しましては、渇水期となる11月より着手し、既設の橋台橋脚部分に拡幅補強工事を施工いたしました。議員さん言われるように、ことし2月の大雪の影響等により、3月議会におきまして明許繰り越しの承認をいただきましたが、5月にはそれらの工事につきましては全て完了したという状況になっております。

今後の予定でございますけれども、平成26年度は橋台橋脚の拡幅部分に橋桁を設置する工事を予定しております。工事契約を締結し、実際に橋桁の設置を行うことができるのは、渇水期に入る11月になると思います。多分11月以降の早い時期に工事のほうは着手するような形になります。そして、来年の3月までには工事を完成させる予定になっております。

さらに、既存の橋桁、床板等の補強工事を最終年度の平成27年度に予定をしておきまして、既設の橋桁は外ケーブルを設置して補強を行います。そして、床板につきましては、上面をCFプレート、炭素繊維整形板というのがあるのですが、それで補強します。そして、下面を高弾性の炭素繊維を貼付して補強いたします。この工法で施工することによりまして、橋のかけかえをせずに長期間にわたる交通止め等の回避をできるということ、そして周辺住民の皆様にご不便をおかけすることが最小限で済むような形をとっておりますので、その辺をご理解いただきまして、また見守りをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** ありがとうございます。本当に身近で工事を見ていたり、下に回ってみて本当に下部工の、雪があったときなんか、ちょっと行って写真を撮らせていただいたりしたのですけれども、本当に大変だなと思います。「意外と岩があるんですね」なんていう感じで工事担当者の方ともお話をすることができました。しかしながら、無事5月中に終わられて何よりだと思っております。そして、住民にとっては当初の交通止めがなくて本当に助かっております。

そして、予定、そういった手順を積みまして、いろんな公共事業がぼつぼついろんなところ出てきていますので、そういった入札等の不調にならないように、しっかりとこれまでの計画に沿って、ぜひ業者さんにも理解をしていただくよう、1回で入札が通るような形でしっかりと担当としても取り組んでいただきたいと思っております。

そんな中で、あと下横瀬橋に附随して今歩道も工事をしていただいて、今まだ武甲温泉さんの下のところは、学校の東の入り口というか、その部分は幾らか護岸ができて、でもまだ全然歩道の部分が見えてきていないところでスタンドというか、交通、何と言うのですか、ずっと置いてあるのです。

あそこの町道5号というのは、ちょうど温泉さんの施設へ入る入り口もあつたり、カーブになっていた

り坂になっていたりするものですから、30キロという表示はあるのですけれども、なれもあるのか、身近ななれがあるので、緩めればいいのだと思うのですが、ひやっとすることが多くございまして、工事中のスタンドが特に道幅を狭く感じられる、圧迫感が非常に感じられるのですけれども、そういった部分の進みぐあいが、ちょっと時間がかかるのだと思いますので、スムーズな車のすれ違いができないときがあるのです。なので、その辺のちょっと現場を見ていただいて、もう少しぎりぎりまで下げておいていただけのものなのかということで、歩道の工事の予定等はおわかりになったら教えていただきたいと思います。

また、それにつきまして、夏場に向かって観光客の方の流れとか、ドライバーさんもなれていなかったり、観光客の方も多くなってくると思いますので、意外とやっぱり坂氷を通るよりも、あそこを通り抜けて299をというような通り抜け道の便利な道でもございまして、利用される方も多いので、その辺のちょっと検討はできるかどうか。

私どもマナーを守って、やっぱりスピードの調整等もしながら、譲り合いの心でしっかり運転していかなければいけないと私自身も心がけているのですけれども、そういった、あることによって皆さんが気をつけるというのもあるのだと思うのですが、その辺できる限りのスタンドの移動というのはいかががどうか。それと、歩道の完成はいつごろを予定されているのかをもう一度お伺いしたいと思います。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 8番、若林議員さんの再質問でございます。5号線の改良全般のほうの形になってきたので、橋とはちょっと違うのですけれども、今5号線の若林議員さんが言われた箇所につきましては、平成25年度に工事を進めてきた場所でございます。この5号線に関しまして、用地交渉等全部済んでからというわけにまたいきませんので、用地交渉が済んだ段階で、その工事の現況を見まして、少しずつ進めていくというような形になっております。

今若林議員さんがご指摘いただいた場所というのが、横瀬小学校のグラウンド側だったのですけれども、そちらのほうの用地交渉は済みしましたので、工事のほうを着手させていただきました。その辺は、まだ全部整備されたわけではございませんので、未整備区間もございまして。その辺の工事が済み、ある程度道幅が改良した時点で、もちろんそのバリケードは撤去いたしますけれども、今私のほうで説明をさせていただきましたけれども、平成26年度中に下横瀬橋の道幅補強をした上に桁を乗せますが、その桁の部分というのが歩道になります。歩道になります。できれば、その歩道が完成予定が来年の3月なので、その歩道をできれば通学等に使っていただきたいという予定でおります。

そうやってきたときに、全面その先、今ご指摘いただいた場所が工事が完了すれば、これは問題ないことなのですけれども、それまでにさまざまな交渉等において進展ができるように努力はしますけれども、もしできなかった場合には、バリケードをある程度置いておかないと、子供たちが通学するのに危ないかなというような気がいたしてございまして、そこにバリケードを置いてあるわけでございます。

そのバリケードの調整というのはどうにでもできますから、ある程度また道幅のほうを広くするような形での調整というのはできますので、その辺はまた場所をもう一回よく検証しましてやっていきたいと思っておりますけれども、とりあえず全部の道路が、5号線がそこまで、下横瀬橋まで工事完了という運びになる

まで、少しあのバリケードは置いて、ピンコロといえますか、歩道と車道部分の区分けができるようなものが設置できるまで、ちょっと置かせていただけるかなという状況にあります。ちょっと不便をかけてしまっただけで申しわけございませんけれども、その辺で、これからできる下横瀬橋の歩道等に関しまして、それが歩道ができたときには渡っていただいて、小学校のほうまで行くのに危険回避をできるような状況で、今はちょっと置かせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** それでは、確認をお願いします。

それでは、武甲温泉さんの下のところ、橋を渡り終わって武甲温泉さんにおりる、から学校へ向かってくるところの歩道の部分になる用地というのは、まだ交渉中ということで理解してよろしいのですか。

○**関根 修議長** 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 再々質問でございますけれども、横瀬小学校から向かって、下横瀬橋のほうに向かって左側のことを言っているのだと思うのですが、そちら側に今度は橋のほうにも拡幅して歩道はできます。その歩道の延長で今議員さんがご指摘いただいた改良した道路、そちらのほうまでずっともう用地の交渉は済んでいます。ですから、橋を今度は拡幅した部分でずっと渡ってきて、小学校のほうまでは、歩道のほうの完璧な整備はできていませんけれども、そちらのほうを渡って、ずっとそちらの側で学校まで行けるような形になると思います。

以上でございます。

○**関根 修議長** 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、町道の防犯灯のLED化の進捗状況についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 答弁させていただきます。

平成24年、25年度の2カ年にわたり、緊急雇用創出基金補助事業によりLED化を進めた結果、防犯灯総数832基のうちLED照明806基となりました。LED化率は約97%でございます。また、東電柱等への共架でなく、独立灯が217基ございます。これらの柱についても今回の事業で調査をしておりますが、結果として、現在腐食等により交換修繕するべきものはありません。今後、行政区の連絡等協力を得て、修繕等の必要性が発生したものについては、その都度対応していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** ありがとうございます。防犯灯のLED化につきましても、長野県の飯田に視察に行ったときに、やはりLED化にしていたほうが良いというようなことで、早速町の防犯灯へのLED化を2カ年にわたり進めていただき、ありがとうございました。

そして、腐食等につきましても、このような単独灯につきまして調べていただいておりますので、メンテナンス、またさらなる危険がないようにということでよろしくお願ひします。意外とLEDですので、これまでの照明の高さよりも若干上のほうから照らしていただいても、広範囲が明るいような感じにも感じられるのです。以前の普通の蛍光灯のほうが若干低目に設置されていたかなんていう気もしますが、とても明るく防犯にも役立つと思います。

町を明るくする、また子供たちや遅く帰る方等にもいいと思いますが、その中で今後、通学路で新設を望むところは速やかに進めていただきたいと思います。夏場は日暮れが意外とゆっくりですので、大丈夫なのですが、冬場には大分日暮れが早いですので、子供たち、中学生あたりの部活の帰りには、もうとっぴりと暮れて暗いところがございますので、ぜひ要望等が出た節には、区との連絡等を、区長さんとの連絡をしっかりとっていただき、要望が上がってきた際には、新設等も速やかに検討して進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 再質問にお答えさせていただきます。

危険で必要なところというのは、区長さんがよく調べていただいて要望に来るわけでございます。こちらのほうでもまた現地等を確認させていただきまして、そういうところには、危険、防犯の観点からもつきたいと思います。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

○**8番 若林スミ子議員** ないです。ありがとうございます。

○**関根 修議長** ないようですので、8番、若林スミ子議員の一般質問を終了します。

---

○**関根 修議長** 次に、1番、富田能成議員の一般質問を許可いたします。

1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○**1番 富田能成議員** それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、町の職員人事の運営についてです。企業や自治体などの組織運営に必要な3要素として、世間一般では、人、物、金などよく言われていますが、私はこの3つは同列ではなく、この3つの中では、人が圧倒的に重要だと経験的に感じています。物にも金にも恵まれていないけれども、人が生き生きと働いているよい組織はたくさん見たことがあります。その逆、人に恵まれていない、あるいは人が生き生きと働いていないよい会社や組織は、いまだかつて見たことはありません。

組織運営の根幹は人です。人材の力をいかに最大限発揮させるか。環境が変化する中で力をいかに長期間持続させるかは、組織運営の肝の部分です。とりわけ私たちの横瀬町は小さい町です。小さい自治体と

して、財政的な制約を常に意識しながら運営しなければならない横瀬町にとって、限られた条件の中で人材をいかに確保し、配置し、あるいは育て、活躍してもらうかは、横瀬町の将来を考える上で大変重要な課題です。

定員適正化計画や財政上の人件費率の制約は理解しますが、最適な運営をするための人員配置、陣容がどうあるべきかという考え方がまずあった上で、それらの制約に向き合うという順序が本来のあるべき姿だと思っています。しかしながら、最近の風潮では、本来単なる方法手段であるはずの経費削減、人件費削減が一方的に目的化してしまって、バランスを欠いてしまっているような印象も受けます。そうした観点を踏まえて質問をさせていただきます。職員人事の運営について、課題などの現状認識、今後の方針についてお聞かせいただければと思います。

次に、2つ目の質問ですが、一般町民の方がインターネットを利用できる環境づくりについてです。ここ10年余りのIT技術の発達、ネット環境の進歩、私たちの生活への浸透は、すさまじいものがあります。私も一利用者として、その利便性の恩恵に預かってはいるのですが、一方で、ネット社会の急激な浸透に伴うさまざまな危うさも感ぜずにはいられません。しかし、私たちがどう感じていようと、いやが応でもネット社会は進展していきます。好むと好まざるとにかかわらず、ネット社会との折り合いはつけていかなければなりません。そうした状況にあって、横瀬町については、今以上に一般町民がインターネットを利用しやすい環境づくりが必要と感じています。そう思うようになったのは、以下2つのきっかけによります。

1つは、この2月の大雪災害のときの経験です。2月の大雪によって、生活道路が遮断された人々の貴重な情報源になったのが、この秩父の地においても、フェイスブックやツイッター等インターネットを介しての情報でした。インターネットにアクセスできるかどうかで災害時における情報量に大きな差ができていました。それまでは余り考えてもみませんでしたが、この大雪災害での経験から、インターネットにアクセスできることが災害時の安心安全に役立つということを実感しました。

もう一つの契機は、この4月に横瀬町パソコン同好会の活動を見せていただいたことです。横瀬町パソコン同好会は、町民会館を拠点に、70名を超える会員により活発に活動しています。活動の中心を担うのは、60代から70代の比較的年齢層の高い方々が中心です。昭和40年生まれの私の世代ですら、パソコンを普通に使うようになったのは、社会人になってしばらくたった20代中盤のころだったと記憶していますので、パソコン同好会の中心の60代、70代の方々は、さらに年齢を重ねてから初めてパソコンに接し始めたはずで、そんな同好会の先輩諸氏が、年齢を重ねられても新しいことに興味を持って、皆で啓発しながらパソコンやソフトの操作を楽しく学ぶ姿に感銘を受けました。

現在は、学校教育の場においてパソコン等に接して学ぶ機会がありますが、一般の方、特に高齢者の方にとっては、こうした同好会活動に参加することでもなければ、なかなかパソコン等に触れたり学んだりする機会がありません。社会教育の一つとして、一般町民の方がパソコン等に触れたり学んだりする機会がもっと拡充されればいいと感じました。

ネット環境の整備という少し漠としますので、一つ具体的に申し上げたいと思います。横瀬町には立派な町民会館があります。もちろん課金の問題だったりセキュリティの問題だったり、特に青少年のアクセス制限の問題などクリアすべき問題はありますが、例えば図書館に誰でもアクセスできるパソコンを設

置るとか、あるいは会議室に端末を持ち込めば、ネットに簡単にアクセスできるようなW i - F i 環境を整えていただくとか、この町民会館のネットアクセス環境を整えていただくのは、インターネットを利用できる環境づくりの第一歩として有意義だと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点質問させていただきます。

○**関根 修議長** 1番、富田能成議員の質問1、職員人事の運営についてに対する答弁を求めます。  
総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 答弁させていただきます。

初めに、職員の現状について述べさせていただきます。平成26年6月1日現在の特別職、教育長を除いた職員数ですが、正職員82名、任期つき職員5名、再任用短時間勤務職員1名、任期付短時間勤務職員16名、臨時非常勤職員62名となっております。正職員のうち派遣職員4名、育児休業職員2名、産後休暇職員1名となっております。

正職員の年齢構成ですが、60歳から56歳14名、55歳から51歳12名、50歳から46歳16名、45歳から41歳13名、40歳から36歳11名、35歳から31歳6名、30歳から26歳7名、25歳から21歳が3名、20歳以下はゼロ名となっております。

定年退職予定者ですが、本年度末1名、平成27年度末7名となっております。

来年度正職員新規採用ですが、一般事務職等5名の募集を予定しております。

定員適正化計画と現状の比較ですが、計画では平成26年度86名、現状は任期つき職員を入れて87名となっております。

これらの現状認識ですが、まず正職員については、適正化計画の平成26年度目標値より1名多いですが、派遣、育児、産休職員を減算すると計画目標値より6名少なくなります。

次に、短時間勤務職員について職種によってやむを得ないところもありますが、比率が高くなっております。

次に、年齢構成において35歳以下職員の比率が低くなっております。

また、定年退職予定者につき、今年度末は1名でも平成27年度末が7名であることから、来年度新規採用数から調整を要するため、一般事務職等5名の募集をしたいと考えています。

今後の方針ですが、今年度定員適正化計画について、平成27年度以降計画を策定し、適正な人事運営に努めていきたいと考えています。また、内部、外部研修により人材育成にも努めていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** ありがとうございます。ちょっと早かったので、フォローするのが大変でしたが、何とか書きました。

適正化計画に対する進捗というのはいいのだと思います。1名多いですが、実質的には少ない中で繰り返しをされているということなので、ここは充足をされていると思っているのですが、私が気になるなと思いますのは、中長期的にどうするのだという部分です。特に職員数とかの部分で気になる点が大きく3

点ありまして、1つは、まず定年退職以外の退職者がここ2年間ちょっと多かったという部分です。平成23年度で6名、平成24年度で5名の方が定年退職以外の理由でやめられています。これは少し所帯の割には多いかなということで気になりました。

もう一つが、年齢構成の偏りです。特に20代の職員さんが少ないということと、定年退職、1年後に大きい波が来る。7名の方がやめられるという波をどう乗り越えるのだという部分の手当てが必要だというところが大変気になります。

そして、3つ目が、期限付職員と臨時職員の比率が高いという部分です。これらは、いろんな制約事項を考えてでき上がった今の姿ですので、ある意味やむを得ない部分もあるのかもしれませんが、数字にあらわれない部分で、中期的、長期的にどういう陣容がいいのかというのを考えていくということは非常に重要なのだと思っています。

横瀬町は小さい町で職員数が八十数名ですので、一人一人の仕事の役割分担は大きいと思いますし、なかなか大変なところではあると思いますし、ただ一方で、その中で一番いい形で繰り返していかなければいけないというところを突き詰めて考えていく必要があるのだなというふうに思っています。特にこの人事の分野というのは、もう少し大きい組織だと、人事担当とか人事部というのが、専門の人がいて繰り返していくという形になるのですが、横瀬町は総務さんのほうで、数ある業務の一つとしてやられているという部分で大変ご苦労されているのだらうなというふうに思います。

そういう体制の中ですので、町長、副町長に見ていただかなければいけない部分とか、目を配っていただかなければいけない部分というのが非常にあるのだというふうに思っております。ということで、今回質問、組織運営という話になりますので、町長の見解をぜひお聞かせいただければと思います。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 今質問の中で、定年退職以外の退職者が多いという話がありましたが、他と比較していないので、何ともお答えづらいところですが、それぞれ退職者には退職者の退職する理由があります。そちらについて、なかなかコメントできない面もありますので、そういった面でその辺の詳しい内容についてはお答えできません。

それから、年齢構成が偏っているということですが、確かに偏りはあると思います。特に平成27年度末には多くの方が退職します。先ほど総務課長からの答弁にもありましたように、今年度多少前倒しで、5名程度新規職員をとりたいというふうに考えています。今派遣職員がちょっと想定より多くなってしまったと。今いろんなところに4人ぐらい派遣しているわけですが、産休職員等が多くなっているということもあって、今若干人数が少ないかなという認識は持っています。

それから、臨時職員については、多少いろいろ、数としては多くなるのですが、例えば小鹿野町は病院を抱えているので、職員数が多いとか、いろんなものが多いとか、町自体でいろいろ条件が異なって臨時職員の数等が変わってくるわけですが、横瀬町の場合は、保育所あるいは児童館といったところが多くの非常勤職員を抱えています。どうして非常勤職員が多くなるかということ、例えば1日8時間働かなくてもいい場所というのがあります。例えば保育園だと3時ごろには終わってしまうと。そういった職場につ

いては、非常勤で対応する場合が多いというふうに考えてもいいのではないかとこのように思います。

そのほか、私が聞き取れたのはこの3つなのですが。

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** ありがとうございます。町長のコメントもぜひお願いしたいのですが。

○**関根 修議長** 加藤町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** お答えをさせていただきたいと思います。

職員の関係については、一番悩みの多い点でございまして、幾らでも雇っていいという話であれば、いかようにも処置ができますけれども、最少の人数で最大の効果を上げるということは至難のわざでございまして。人事において、私は100点というのはあり得ないというふうに思っております。特に人事異動等については、これはもう100点どころか50点とれば、これはもう大学で言えば可の成績になりますけれども、これで我慢してもらいより仕方がないのかなという思いの中で人事というのを行っております。私に住民の皆さんから与えられた専権事項でありますけれども、私という部分を殺して、人事については執行させていただいているというふうに私は思っております。

いわゆる定数の枠がある以上、県のほうからのお達しもありますので、余りにも無謀なことはできませんけれども、最少の人数で最大の効果を上げるという処置をとっているつもりでございまして。特に任期付の職員については、臨時でという対応の仕方もありますけれども、ある程度の年数を与えることによって、さらに有能な人材を獲得していくという方向性で今任期付職員というのを確保しておるところでありまして、臨時になりますと、臨時のフルタイムを1年しか使えないという法律もありますので、任期付職員という待遇で、さらに有能な人材を確保していく、いわゆる苦肉の策をとっているというふうにご理解をさせていただきたいというふうに思います。

○**関根 修議長** 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、インターネット環境の整備についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** それでは、質問2、町民会館等において一般町民がインターネットを利用できる環境整備を進めていただきたいが、いかがかということについて答弁させていただきます。

総務省の調べによりますと、平成24年度末のインターネット利用者数は9,652万人、人口普及率というのですか、それで見ますと79.1%となっています。端末別のインターネットの利用状況は、自宅のパソコンからが59.5%、携帯電話からが42.8%、自宅以外のパソコンからが34.1%、スマートフォン等が31.4%でございまして。この数値を見ると、国民の約8割の方が何らかの形でインターネットを利用しているという状況であるということの認識を新たにいたしました。

議員おっしゃるように、現在町民会館、図書館においては、一般の方がインターネットに接続できる環境には整備されておりません。秩父市の公民館、図書館の状況を確認しましたところ、公民館ではインタ

一ネットへの接続環境を備え、講座等で活用している事例はありません。図書館においては、秩父市立図書館、小鹿野の町立図書館においてインターネットの利用の検索サービスを提供しているようです。

横瀬町の小中学校においては、パソコン教室等においてインターネットが利用できる環境にあります。これは有線LANでございます。社会教育の場であります町民会館においては、まだ整備は進んでいないわけでございますけれども、今後ますますインターネットの利用が盛んになると思われますので、町民会館へのWi-Fiなど、インターネットを利用できる環境整備を前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 答弁ありがとうございました。これは、いろんなレベルでやり得る話で、すごくお金がかかって難しいということから、簡単にできるということまであると思っておりますので、ぜひ手がけやすい部分からで結構ですので、前向きに検討していただければと思います。これは要望で結構です。

○**関根 修議長** 要望でよろしいわけですね。

以上で1番、富田能成議員の一般質問を終了します。

暫時休憩いたします。

再開は14時といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま日程第4、町政に対する一般質問を終了いたしました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○**関根 修議長** 日程第5、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第5、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度有限会社果樹公園あしがくぼ経営状況説明書を作成したので、これを議会に提出するものであります。

平成25年度は、純売上高が1億4,312万2,058円でございます。法人税等の税金7万7,779円を納めると

ともに、出資金額に対しまして10%の株主配当金を支払いました。

全体的な会社の経営状況につきましては、現下の社会情勢及び景気の動向等から、まことに厳しいものがございます。これまで関係各位の努力により、会社の経営につきましては順調に推移しておりましたが、2月の豪雪が大きく影響し、残念ながら赤字決算となりました。

このような状況下でございますが、会社の運営状況は健全経営に徹しておりますので、報告させていただきます。ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 損益計算書なのですが、これで見ますと総売上3億1,200万円、これが去年が3億1,900万円、六百何十万円かの違いなのですが、この表で見ますと売上総利益、これが1億1,200万円、それから経常損失が、経常利益ではなくて、損失なのですね、これは470万円。それで、下のほうへ行って、結局当期純損失、これは440万円。それで、今説明ありましたように、貸借対照表のほうで見ると、繰越利益剰余金、これが三角の280万円になっているのです。ただし、こちらのほうでの別途積立金は4,300万円あるのです。それが、昨年度で見ますと売り上げ等はほぼ同じ。それから、売上総利益、これが1億1,200万円、ほぼ同じ。ところが、営業利益になりますと、去年は営業利益で550万円、ことしが営業損失で470万円と約1,000万円の差があるのです。当然当期純利益につきましても、去年は430万円の黒ですけれども、ことしは損失で440万円ほど。この差なのですけれども、結局繁閑比の営業利益、ここがことしは損失の470万円になっている。両方を比較してみますと、差が約1,000万円くらいの差になっているのです。この差、これはどういうことかということをお伺いしたいです。

それと、ことしは貸借対照表のほうの別途積立金、さっき申し上げましたように4,300万円、剰余金が三角の280万円ですが、去年が別途積立金が3,900万円、ここで400万円ほど多くなっているのです。それで、去年は利益が6,000万円からあるわけですが、いろいろ話し合ってみて、そんなにこれは利益を出すのが必ずしも目的ではないと。利益出すのに、それはある程度は出さなければならぬのですけれども、やはりその出た利益をいかに、できれば町内に分配していくか、あるいは芦ヶ久保の方々にいろいろ分けていけるか、そんなふうなことも話が出て、ことしのマイナスの利益でも必ずしも悪いということではないのですけれども。

話がごっちゃになりましたが、質問としては2つ。1つは、繁閑比の営業損失、営業利益、この差、約1,000万円。それと、今後利益というものをどんなふう措置していくか、対応していくか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** ただいまのご質問に対しまして答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、道の駅の機能としまして、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、本来のただ黒字だけを求めるのではなく、休憩の機能あるいは情報発信だとか、あるいは地域の連携、そういうものを充実させることにより、また来ていただいたお客さんが交通事故等も起こさないうちでゆっくり休んでいただく、あるいは

は農産物等地元の方がつくったものをああいうところで販売させていただく、そういうためにありますので、それほど利益についての大きな追求等、ないよりあったほうがいいのですけれども、利益優先ということではなくてもいいのではないかというお話をいただいたことは大変ありがたいと思っておりますけれども、そうはいいましても事業でございますので、職員は必死になって今現在も頑張っているところでございます。

そういう中で、約1,000万円近くの昨年との差の大きな要因はというお話でございます。1つ考えられますのが、平成24年度事業におきまして、町のほうで地域振興拠点施設農産物直売所食材提供供給施設整備事業ということで、道の駅の中にマルシェいわざくら館とか水辺のカフェという施設を設置させていただきました。それが平成25年の昨年の4月20日からオープンさせていただきました。

これをオープンすることによりまして、当然施設につきましては町のほうで作りまして、これは補助事業で作りまして、それを指定管理ということでお願いしているわけですが、中の備品とか細かい消耗品とか、そういうものにつきましては道の駅のほうで用意してございます。また、それによる水道料等の光熱費とか、またここに施設がふえたわけですので、職員がまた1人、2人というように配置をさせたこともございます。そういうので、人件費等もかかっております。また、昨年の11月に今度活性化センターの横にブコーさん観光案内所がオープンいたしましたけれども、9月からですか、道の駅のほうから1名こちらに派遣をしていただくということで、今現在も職員の方が来ていただいております。そんなこんなでいろいろがありまして、まず事業費等の費用が多くかかりました。

それで、なおかつことしの1月に氷柱がオープンいたしました。そのときに、1月にしては本来でしたら閑散期だったのですけれども、お客さんが大変多く来ていただきまして、これは何とか赤字分というか、とんとんぐらいになるのではないかなということで思っていたわけなのですけれども、ご案内のとおり、2月に大雪になってしまいまして、売り上げも半減、また3月にも回復というところまではいきませんでしたので、約80%ほどの売り上げ。また、農家さん等がイチゴとか、そういうものをいっぱい出していただいていたわけなのですけれども、そういうものにつきましても出荷ができなくなってきたということで、道の駅でも売るものがなかった。

ただ、パートさん等であれば、都合が悪ければ、ちょっと休んでくださいということも言えるわけなのですけれども、社員につきましては、給料ということでございます。また、来ていただいて実際に休館状態にはなっていない、雪掃きをしたり場内の整備等もしているということで、そういう意味では人件費等が減らすことができなかつた。そんなようなもろもろで今回は赤字ということになってしまいました。

それから、積立金の中で3,900万円だったのが4,300万円になったということで、これにつきましては毎年400万円別途積立金というような形で積み立てをして、それを事業展開の中で行っていくわけでございます。そういう中で、資本につきましては4,100万円ほどの利益剰余金、10年ちょうどたちますので、平均すると1年間に400万円近くの利益があったということにならせばなろうかと思えます。

これを、おっしゃるとおり、これからどのように還元をしていくかということで、やはり大家という形でありまして、施設に大きくお金をかけるというのは、やはり町のほうですべき仕事。また、この道の駅での果たす役割というのですか、そういうものをこれからまた考えていかなければと思うのですけれども、いずれにしてもこのお金をまた取り崩しますと、また赤字というような形に、数字上なのですけ

れども、なってくるとかと思えますけれども、その辺につきましては、またいろいろご相談をさせていただきながら、町民の方に少しでも還元ができるような方法があればと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** 道の駅につきましては、地域の活性化と雇用機会の創出ということで大変重要な機関になっていると思います。ということで、雇用についてお聞きをしたいと思います。全体の雇用者あるいは町内の雇用者、町外の雇用者、その辺について教えていただきたいと思います。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 道の駅の雇用の体制でございますけれども、支配人、それから職員等がございます。現在8名が常勤の職員ということで勤務をしております。また、パートさん、そういう方につきましては、約40名の方が働いていただいております。

そのうちの町外の方というのは2割ぐらいの方、ちょっとはつきりお一人お一人には確認できていないのですけれども、2割ぐらいが町外の方かなというふうに思われます。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 損益に関してなのですが、先ほどのご質問にも重なるのですけれども、今期営業損失ということで、来期の見込みがどうなのか。今期の先ほどいろんな赤字の要因を伺ったのですけれども、その中に一時的なものと一時的ではないものが両方入っていたと思うのですけれども、それらを踏まえて今期は黒字に戻るのかどうかというのが1つ目。

もう一つが、去年オープンした水辺のカフェの稼働状況をわかる範囲で教えてください。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 答弁させていただきたいと思います。

平成26年度についての見込みということでございます。平成26年度の事業計画を会社のほうから提出をさせていただいております。会社の方の見込みとしましては、3,100万円の売り上げをもくろんでいるということで、営業利益につきましては500万円を見込んでいるということでございます。

新しい施設ができました。その施設も、ことしの4月、5月におきましては、順調にお客さんも利用いただいているということで、去年は施設の投資等がかかったわけなのですけれども、ことしは大きな投資というものは、そちらにかかるものはそれほどないということでございますので、ことしについてはそういう形でまた営業利益のほうが出てくるということで、そういうもくろみでいるということでございます。

なお、先ほども申しましたけれども、あくまでも利益優先ということだけではなく、地域の人たちへの還元あるいは環境整備、職員等のモラル向上、研修、そういうものも含めて行っていくということでござ

います。

それと、カフェの状況なのですけれども、今回利用状況で資料のほうに載せさせていただいているかと思うのですけれども、平成25年度にオープンさせていただきました。約1万2,000人ほど利用いただいているということでございます。こちらにつきましても、雨天の場合はやむを得ないのですけれども、天気の良いときは大変外で気持ちよく休んでいただいているということで、利用も、またこれも伸びるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** あと、聞きたいのですが、繁閑比の中で職員の数なのですけれども、平成24年度と今度の平成25年度の人数の差というのは、全体で結構です、差がどのくらいあるのかお願いします。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

全体的ということになると、ほとんど変わりはないというふうに考えています。というのは、短い時間だったり長い時間だったり、働けたり休んでしまったり、産休になってしまったり、そういう方もいらっしゃるのですが、基本的にはそれほど変わっていないのかなというふうに。ただ、新しい施設ができていますので、それに対しての、人はふえるのですけれども、また今道の駅のほうではそういう人を、もう少し時間を区切ってとか、割り振りの中で考えているということでございます。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ質疑を終結いたします。

日程第5、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況については、報告のとおりご了承願います。

————— ◇ —————

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○**関根 修議長** 日程第6、報告第2号 平成25年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第6、報告第2号 平成25年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令146条第2項の規定により、平成25年度横瀬町一般会計繰越明

許費繰越計算書を調整したので、別紙のとおり報告するものであります。

ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** この款項目の款のところのことなのですけれども、去年は7款の土木費1つだけだったのです。それがことしは、民生から始まって教育まで、7つの款にわたって繰越明許があるわけですから、こんなにふえた理由というのは何なのか教えていただきたいというのが1つ。

それから、7つの款の繰越明許になった項目ですけれども、今年度中に処理できるのか、あるいは和田の橋のように、場合によれば来年にさらに、2年にわたっての繰越明許になるおそれもあるのかもしれないけれども、先ほどの話で。そういったことが、あの橋あたりそのおそれがあるのかなという気がしないのでもないのですが、さっきの話を聞いたのでは。それも多分和田河原の橋だけなのかと思うのですが、その辺お伺いしたいと思います。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまの質問に答弁させていただきます。

まず、繰越明許費がふえた理由でございますが、まず一つは国の政策でございます。経済対策ということで、国の補正予算によりまして、町でも補正予算をつけて繰越明許をしている件数が多いのが一つです。もう一点、2月の大雪がございまして、雪のため工事等がおくれ、年度内に消化できないということで繰越明許をさせていただいております。ふえた理由についてはその2点でございます。

あと、平成26年度中に繰越明許をした事業について大丈夫かということでございますが、雪のため繰越明許をした関係につきましては、ほぼ大体何とかなると思っております。また、国の補正予算による繰越明許につきましては、平成26年度中には終了することと思っております。

以上です。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 他になければ質疑を終結いたします。

日程第6、報告第2号 平成25年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりご了承願います。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○**関根 修議長** 日程第7、報告第3号 平成25年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第7、報告第3号 平成25年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令146条第2項の規定により、平成25年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書を調整したので、別紙のとおり報告するものであります。

ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

日程第7、報告第3号 平成25年度横瀬町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第8、議案第31号 横瀬町浄化槽設置管理事業条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第8、議案第31号 横瀬町浄化槽設置管理事業条例についてであります。生活排水による水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽設置管理事業に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明させます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○町田文利上下水道課長 それでは、横瀬町浄化槽設置管理事業条例の細部につきまして、お手元の資料と合わせてご説明をさせていただきます。

まず、条例の基本的な考え方でございますけれども、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と地域公衆衛生の向上を目的に、従来の個人設置型浄化槽整備事業から町設置型浄化槽整備事業に転換することにより、下水道計画区域外における積極的な浄化槽の整備促進を図るためでございます。そのためにこの条例を制定するものでございます。

条例の主な内容についてご説明をいたします。第2条では、この条例において使用する用語の意味につきましては、(1)から(13)までを規定してございます。

第3条では、事業区域を規定しています。事業区域は、下水道法第4条第1項の規定による公共下水道計画区域を除いた区域としております。

第4条では、設置対象となる家屋について、主として自己が居住する目的の専用住宅及び店舗併用住宅と規定しています。

第5条では、本事業に係る設置工事及び保守点検業務は、町に登録した指定店が行うということを規定してございます。

第6条では、浄化槽等の設置及び管理を申請する場合、あらかじめ町と事前協議を行うことを規定しています。申請者は、事前協議終了後に申請をすることになりますけれども、第2項ただし書きで、申請を行うことができない場合というのがあるのですが、これは別に施行規則で定める3つの場合というのがございます。第1に、浄化槽等の設置及び管理に係る土地を町が無償で使用することについて、土地所有者等の承諾を得られない場合、第2に、町税を及び水道料金を滞納している場合、第3に、販売、転売をする目的の住宅で買い主が決まっていない住宅の場合と、以上3つの場合になっています。

それから、第7条では、申請に基づき浄化槽の設置が可能となった場合、町は工事計画書を作成し、申請者の承認を求めることを規定しています。

第5項では、町が作成した工事計画書を承認した申請者、使用者及び土地の所有者は、この浄化槽設置について必要な協力をしなければならないと定めております。

第8条では、浄化槽が設置される土地について、設置及び保守点検のための立ち入りと無償使用について規定しています。

第9条では、浄化槽等の設置工事は、申請者が希望する工事指定店に工事を行わせるということを規定しています。

第10条では、設置工事において標準的工事を超える部分については、受益者の負担となることを規定しています。この標準的工事を超える部分というのは、例えば浄化槽の設置位置等が建物の基礎に近くて、その土圧の影響が想定されるような場合に、設置をされるコンクリート擁壁といったようなものがございます。

第11条では、浄化槽設置工事に伴う排水設備及び除外施設は、受益者の負担で行うことを規定しています。この排水設備とは、建物の排水口から浄化槽までの配管及び浄化槽から放流先までの配管を言います。除外施設というのは、一般的にグリストラップですとか阻集器といったようなものが該当いたします。

第12条では、浄化槽設置完了時には、町から受益者へ完成したことを通知しなければならないと規定しています。

第13条では、浄化槽等の使用開始、休止、廃止または使用者に変更があった場合の届け出義務を規定しております。

第14条では、町は浄化槽の使用者から使用料を徴収することを規定しています。

第15条では、使用料について、毎使用月ごとに、別表に定める額と消費税相当額を徴収すると規定されています。また、第2項では、月の中途における使用については、その月の使用日数15日を基準に、15日以下の場合のみ月額使用料の2分の1を徴収するとしています。

それから、条例資料の、条例の一番最後に別表がついてございます。別表に使用料月額の表がございま

すが、これについてご説明をいたします。

使用料月額については、5人槽、それから7人槽、10人槽の人槽区分により、それぞれ新設、帰属別に別表のとおり使用料を設定をいたしました。この使用料月額の構成につきましては、説明資料の図にありますとおり、浄化槽使用料は、①の浄化槽設置負担金、②、維持管理費、③、法定検査料、それから④、汚泥引き抜き費、⑤、修繕費の5項目から構成をされております。

①の浄化槽設置負担金は、この図のように、浄化槽設置費用としての設置工事費分のうち国庫補助が3分の1、起債が3分の2、その起債のさらに2分の1が交付税の措置分となります。2分の1が浄化槽の設置使用者負担分として算入をされております。これを浄化槽の耐用年数を30年と見まして、割り返して①の浄化槽設置負担金としてございます。

それから、②から⑤は維持管理にかかる費用を積算をしています。①から⑤までの合計が浄化槽の使用料ということになりますが、さらに汚水処理費用として現在徴収されております、下水道区域内の下水道使用料の水準等を考慮に入れながら使用料の月額に相当する金額を算出をいたしました。それから、帰属分に係る使用料ですが、帰属分に係る使用料については、①の浄化槽設置負担金を除いた費用の構成で算出をいたしました。

続いて、第16条では、使用料の猶予及び免除について規定しております。

それから、第17条では、浄化槽の保守点検及び清掃について、町が行うことを規定しています。

第18条では、町が法定検査を指定検査機関に委託して行うことを規定しています。

第19条では、浄化槽の適正な使用と健全な機能維持を図るため、使用者の責務を規定しており、また第4項、第5項では、浄化槽の使用に伴う電気料、水道料金並びに休止をする場合の機能保全に係る使用者の費用負担というものを規定しています。

第20条では、修繕の必要が生じた場合は、町が修繕を行うと規定し、第2項ただし書きで、使用者の瑕疵により生じた修繕は使用者負担と規定をしています。

第21条では、住宅所有者等が自己の都合により浄化槽を移設または撤去しようとするときの手続と費用負担について規定をしています。

第22条では、住宅所有者に変更があったときの地位の継承と届け出義務を規定しています。

第23条では、事業区域内の既設浄化槽について、町への帰属を希望する場合の手続について規定しています。第1項ただし書きで、規則に定める申請を行うことができない場合というのは、これは施行規則にあります。まず一つは、申請日以前1年間に保守点検及び清掃が行われていない場合、それから2番として、申請日以前1年間の法定検査の結果が不適正である場合、それから3番目として、申請時に補修工事の必要がある場合、4番目として、周囲に維持管理に支障を及ぼす構造物等がある場合と、以上の4点を言っています。

それから、第24条では、町は住宅所有者等に対し、浄化槽の設置及び管理を行うために必要な資料の提出を求めることができるという町長の権限を規定しています。

続いて、第25条では、工事指定店及び保守点検指定店の指定手数料について規定をしています。

第26条では責任義務の不履行その他不正行為をした者に対する過料を規定しています。

第27条では、不正行為により、使用料または手数料を免れた者に対する過料を規定しています。

第28条は、規則委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、横瀬町浄化槽設置管理事業条例施行規則に定めております。

続いて、附則では、条例の施行期日を平成26年10月1日としています。また、横瀬町下水道条例の一部を改正し、設置工事指定店の指定手数料の取り扱いにて整合性を図っております。

以上で細部の説明を終了いたします。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

2番、新井鼓次郎議員。

○**2番 新井鼓次郎議員** 3点ほどお願いします。

まず最初、語句の定義なのですが、第10条のあたりから「受益者は」という言葉が出てまいります。一般的に使う人、使用者については定義されているので、それとは違った表現であるため、何らかの意味合いがあると認識しますが、受益者とは、使用者及び水質が向上するためによくなると想定される町とか下流水域の市町村、そういったところが含まれると解釈してよろしいのかというのが1点。

それから、2点目に、17条ですか、その辺で、町に帰属を希望した場合、各個人使用者の保守点検業者の指名、従来より取引している業者さんがあると思いますが、その業者さんが登録の指定手数料等を払って指定されているという条件であれば、個人側がその業者さんを指名して使用できるか否か。

3点目なのですが、帰属を希望しない方への今後の対応、取り組み等を教えてください。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田文利上下水道課長登壇〕

○**町田文利上下水道課長** ご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、受益者ですが、受益者については、第7条の第5項に、「前項の規定により工事計画を承認した申請者（以下「受益者」という。）」というところでございまして、申請をした方とほとんど同義語ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、帰属を希望する浄化槽について、その保守点検についてですけれども、基本的に帰属を希望された町民の方が、従来から保守点検を依頼をしている業者さんを指名をしていただければ、町がそのまま、その業者さんが指定工事店としてなっていればですけれども、ご希望の業者さんに引き続いて維持管理、保守点検をしていただくような形にすることになっております。

それから、帰属を希望されない方についてですけれども、これについては従来どおり、基本的には浄化槽を所有されている方が浄化槽法に基づくとおり、維持管理、それから法定検査を引き続いてしていただくというようお願いをしていこうと思っております。

以上です。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第 8、議案第31号 横瀬町浄化槽設置管理事業条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決しました。



◎議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第 9、議案第32号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第 9、議案第32号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第 2 号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,071 万 6,000 円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 6,026 万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳出におきましては、大雪により農業施設に被害を受けた方への補助金や町有建物の修繕工事費、社会保障・税番号制度システムの導入経費、また町民グラウンドの人工芝への設計委託などを計上しております。

一方、歳入でありますが大雪による補助金に係る県補助金や地方交付税、番号制度システム導入に係る国庫補助金、国の平成25年度補正予算によるがんばる地域交付金などを増額計上いたしました。

以上、平成26年度一般会計補正予算（第 2 号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては各担当から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明させます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 6 分

再開 午後 2 時 5 7 分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。質疑はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** 11ページの教育費の保健体育費の町民グラウンド管理運営事業の関係について質問をさせていただきます。

私は、本年1月22日に横瀬町町民グラウンド施設改修人工芝化事業説明会に出席をいたしました。この会議の招集者は横瀬町教育委員会教育長で、対象者は横瀬町体育協会役員、そして評議員、町民グラウンド利用団体代表者でありました。

そこでの説明は、平成26年度に町民グラウンド人工芝生化を事業化したいということでございまして、事業内容、費用ということで、一つが人工芝新設事業、下グラウンドの約7,700平米に人工芝を敷設する工事。敷設工事費、設計管理委託料を含んで6,000万円。スポーツ施設等整備事業、下グラウンドに夜間照明器具と防球ネットを設置する工事。設計工事費、管理委託料を含めて3,000万円。費用額については、助成金交付決定を受けてから実施計画書を作成しますが、それまでは概算の金額であると。

なお、不交付の決定を受けた場合は、今の人工芝化、そして夜間照明はしないという説明でございました。

そして、その財源内訳につきましては、スポーツ振興くじ助成金、独立行政法人日本スポーツ振興センターであると。人工芝化の新設事業の補助金については、5分の4、8割の補助金であるということで、事業費が6,000万円に対して5分の4で助成金が4,800万円。スポーツ施設等整備事業補助金、こちらにつきましては、補助割合が3分の2である。事業費が3,000万円です3分の2であるから助成金が2,000万円。そして、町の一般財源からの持ち出す金額については、人工芝に関しては1,200万円、それから夜間照明については1,000万円、合計で2,200万円の持ち出しであるという説明を受けました。

そして、事業の目的については、スポーツに親しむ町民をふやす、町の活性化、西武秩父線の利用者拡大、町内外住民の交流活性化ということで、使用料についてはこのとき具体的な説明はございませんでした。その中で、質疑応答がございましたので、その内容をちょっと説明させていただきます。

この事業についていろいろ質問が出ました。この事業の収支計画はどうなっているのか。そして、年間維持費はどのくらいかかるのかと。その答えにつきましては、約600万円ほどかかるという話でございました。そして、耐用年数は10年ほどかかるということでございました。

ですから、ここでお聞きしたいのは、1つは、費用対効果をどのように考えているのか教えていただきたいと思います。具体的に受け皿となる団体あるいは場所、具体的な費用対効果を教えていただければと思います。

それから、2点目でございますが、秩父郡市で候補地がほかにあったのかどうかお聞きしたいと思います。

3点目でございますが、町内での候補地について検討されたのかどうか教えていただきたいと思います。

その会議で私は、町内の候補地としては、横瀬駅と三菱のマテリアル工場間の西武のグラウンドあるいは現在南前峠の、町有地になっていますが、このときは県有地でございますが、あの辺を検討したらどうかという意見を述べました。

そして、3カ所の中で利用団体からの質問が多々ございました。その中で、何で町民グラウンドの下をサッカーグラウンドで芝生化にするのか。これによって、野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ等の影響が出ないのか、こういう体育協会の人からの質問が出ました。そして、さらに町民体育祭等で駐車場として利用しても差し支えないのかというような話も出ました。

それから、利用者のほうで、今まで排水が北側の町道5号線を通って県道熊谷小川秩父線まで出てしまうので、この改良については今回どう取り組むのかというような話と、基礎等の構造がわからない。全体的に詳しい説明がされなかったの、これについてはもっと説明が欲しいという話でございました。

それから、今度こちらを例えば利用する団体についてお聞きしたいと思います。たまたま2012年、2013年とアンダーフォーティーン秩父サッカーフェスティバルというのを秩父で開催いたしました。この団体等をもし見込んでいるのだとすれば、ことしは秩父を使っていないで違うところへ行っていますので、あるいはこの団体等使う場合でしたら、ちょっと皆野宿泊施設とのトラブルがあったり、グラウンドの使用料等をまだ払っていないというようなトラブルも聞いておりますので、どうかこの辺を検討いただいて、お願いをしたいと思います。

これについては、町民の皆さんが大変関心を持っておりますので、どうか280万円の委託料を使うわけでございますので、ここで、仮にそのときの説明で、町の持ち出しが2,200万円ほどあるのだとすれば、この本当に費用対効果をどのようにするのだというところが心配でございますので、どうかご検討を、そしてご回答をいただければと思います。

以上です。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** 若林議員さんのお尋ねでございますけれども、まずは費用対効果、あとは郡市内での候補地あるいは町内での候補地、いかがかというようなことでございます。

まず、費用対効果、若林議員さんは600万円とおっしゃいましたけれども、そのときの説明会、私も出席しております。当初のこれは、申請を出すときの助成金が、最高でいただける金額というのがございまして、それが4,800万円で、これは先ほど若林議員さんがおっしゃったように、5分の4の補助というようなことでございまして、それを見ますと人工芝化に関しまして6,000万円かかる。助成金が4,800万、自己負担金が1,200万円というようなことで6,000万円。通常人工芝に関しては10年前後の耐用年数であるというようなことが言われていますので、それを10年で割り返すと600万円という数字でおっしゃったのかなという記憶がございます。非常に大きい数字であることは承知をしておりますのでございます。

目的で、町民の健康増進及び地域の振興というようなことで申し上げました。グラウンドの人工芝を張ることによって、大勢の方が多目的にグラウンドを利用していただいて健康になっていただければ、これにまさることはないというようなことを考えております。人工芝は、非常にクッション性にすぐれており

ますし、非常に安全面でもすぐれているというふうなことで健康づくりには最適であると。より多くの町民が健康になり、幸福感が得られるものと思っておりますので、ほかにはかえられない価値があるということも思っております。そのほか町で考えております合宿誘致等の関係においても利用できるのではないかなというふうなこともございますので、はかり知れない価値があると考えております。

1点目は以上でございます。

また、次の候補地につきましては、町民グラウンドを利用する団体等の要望、そのとき要望がありましたけれども、野球の関係あるいはソフトボールの関係等、別のグラウンドが欲しいようなお話もございました。それにつきましては、今交渉中ではございますが、調べますと、かち合って上下を使うというのは非常に少ない状況でございます。大会等の場合には、違うグラウンドを借りられるような方向で今調整をしております。

現在野球におきましては、武甲スポーツ少年団が非常に活躍をしているのですけれども、非常に上のグラウンドについてはよく使っていただいております。ソフトボールについても同じで、大きい大会がある場合には必要になるかと思えますけれども、上のグラウンドで地区対抗あるいはクラブ事業所等におきましては、上のグラウンドだけにおいて、一応そこだけの使用で間に合っているというような状況で、他郡から来て大きい大会を催す場合には足りなくなる場合がありますけれども、年間で限られている数というふうなことでございまして、下グラウンドで人工芝化をしても大丈夫ではないかというふうなことで進めております。

もう一点、あと町内の候補地ということであったわけですが、そのようなわけで下グラウンドの方向にしたのですけれども、秩父郡市内では候補地があったのかというご質問でございますが、これについては承知してございません。小鹿野町で申請を出したというふうな話を伺っているところでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** 今答弁漏れだと思えますが、町民体育祭等のときの駐車場として利用しても大丈夫かということと、今回町有地としました南前峠の前県有地ですが、その辺を検討されたかどうかということです。あと、排水の問題等があったと思えますが、その3つをお答えいただければと思います。

○**関根 修議長** 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** まず、1点目の駐車場の問題でございますが、年間に何回か乗り入れについては可能であるというふうなことで、大丈夫というふうなことでお話を聞いております。

また、県有地の利用については、考えて検討しておりません。

排水につきましては、従来と同じような、側溝を利用しますので、グラウンド下の南寄り、西側に側溝が整備されておりますけれども、それに流れ込むような感じで考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 同じく11ページの教育費、今と同じところなのですけれども、町民グラウンドの芝生化に関しまして2点確認をさせていただきたいと思います。

私が確認したいのは、1つが、町民のニーズに合致しているかどうかという部分と、2つ目が、横瀬町の身の丈に合っているかという部分をお聞きしたいと思います。

具体的に言うと、1つ目の質問として、今回芝生化するに当たって、町民サイドからの要望がどういう形だったのか、あるいは文書で具体的に要望があったかどうかということを確認させていただきたいのが1点。

2つ目なのですが、先ほどの話で、6,000万円のうち1,200万円芝生を張るために費用がかかるということなのですが、芝生の部分以外に照明とかを含めて町の負担が初期投資で幾らか、それから毎年かかる維持コストで幾らか、それを教えてください。

○関根 修議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 町民のニーズ、要望はどうか、要望者等はあったのかというご質問でございますが、以前から観光協会を中心とする芝生化に向けての検討会というのですか、その会合に担当者等が前年で3回ほど出席をさせてもらっております。これは、観光協会の方が中心であるというようなことと認識しております。その方のほうからの要望だというようなことであります。

また、1,200万円に自己負担をして、今後のコスト的な部分で申し上げますと、人工芝生化の新設について自己負担が1,200万円、スポーツの施設等整備事業ということで、当初、申請時ですけれども、これについては助成金2,000万円、自己負担金が1,000万2,400円というようなことで、トータルで助成金は6,800万円を予定しております、自己負担金は2,200万2,400円というような金額で、トータルでいきますと9,000万円の工事でございます。これはあくまで概算でございます、助成金の限度額が4,800万円と2,000万円というふうなことがありまして、それに合わせた数字でございます。

照明と今後の維持管理する場合にどのぐらいかかるかというようなお尋ねでございますけれども、これにつきましては、当初の計画では、照明器具については16本ほどの照明をつけるというようなことになっております。実際のところ、この維持管理でどのぐらいかかるかというようなコストの計算はしてございません。実質これから設計委託をし、実際には照明をつけるとしても、かなりの数が減ってくるかと思っております。面積的な面で行きますと、当初7,900平米、7,600ですか、7,700平米あたりだったものを1割減らして7,000ぐらいにするとか、そんなことも出てきますので、今後それについて見きわめていきたいと考えています。

以上。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 この芝生化の事業につきましては、どちらかという民間団体から持ち上がってきた話と。例えば例で言えば氷柱なんかもそうなのですけれども、町の方々の中から持ち上がってきた話であるということで、町としては、そういった町の方々から上がってきた計画が、町の今後の施策、方向性と合

っていれば、またそれが町民の方々にとっていい事業であるというふうに判断できれば、町としてもそういった町の人たちからの提案を受け入れながら事業をしていきたいと思えます。それで、どちらかというと、町の役人がいろいろ考えたことよりも、町の方から上がってきたもののほうが結構いい提案もあります。そういういい提案については、今回の場合は町長が、これは今後の横瀬町にとっていい提案であり、いい仕事だと。

また、補助金等も出るということで、当初懸念していた張りかえの補助金、何年か後に張りかえのときもまた同じようなお金がかかるのですが、ちょっとでも張りかえについても、そろそろ張りかえ時期に来ている町村があるということで、張りかえについても補助金を出すという、今年度出しているという実績もありますので、そういった面から見て、町の持ち出しはそれほど多くなく芝生化が進むと。

また、芝生化が進むことによって、先ほどサッカー団体の話もありましたけれども、またいろんな合宿誘致が可能になるのではないかと、またいろんな団体もありますので、可能になるのではないかなんていうふうにも考えています。また、ほうしょう幼稚園の運動会とか、あるいは夜間照明等ができれば、盆踊り等もできるのではないかと。またいろんな使い勝手が広がってくると思えます。そういった面でぜひ進めていきたい事業だということで、今考えています。

多少の補助金の額等で今、多少小さい内示がありましたので、その辺を今後どう含めて事業として成立させるかを今鋭意検討しているところです。

以上です。

○関根 修議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 これ最後ですね。

○関根 修議長 そうですね。

○1番 富田能成議員 では、まとめて。

答弁ありがとうございます。これは、かなり大きい話だと思います。久しぶりに横瀬町にとって大きな箱物の話ですので……

〔何事か言う人あり〕

○1番 富田能成議員 いや、でも大きくくりで言うと箱物だと思います。設備をつくる。その設備が費用対効果がどうかか身の丈に合っているかというのは、このケースでは慎重に検討する必要があると思っています。

今回はその導入部分ですので、あえて申し上げたいのですが、計画を進めていかれるに当たって費用対効果の検証ですね、それから本当に使われるかどうかという戦略をぜひもっと練っていただきたいと思えます。町民のニーズの把握という面においても、身の丈に合った費用対効果という面においても、この時点では非常に心もとないという気がいたしました。

最後ですので、では少し質問させていただきたいのですが、まず一つ、先ほど教育次長の答弁の中で、民間からの要望ということで、観光協会からの要望というお話があったのですが、実際に観光協会から要望としてあったかどうかというのを振興課長さんにお答えいただきたいと思えます。これが1点です。

それと、副町長がおっしゃった民間団体から出てきたというのは、どういう形で出ているのか。私もサッカーを、横瀬中学サッカー部のOBですので、サッカー部のOBとしては、芝生のグラウンドは本当に

夢のようなのです。これはサッカー関係者にとってはとても夢のある話だと思うのですが、私に聞こえてくる範囲では、「やってもいいんじゃない」と言う人はいるのですけれども、サッカー関係者以外でもろ手を挙げて「いいね」と言ってくれる人がなかなかいなかったというのが、私の聞いている範囲では現実としてありますので、その辺を教えてくださいたいと思います。

そして最後に、コストですね、費用対効果というのはいくらもはかっていたらいいと思います。これは、コストとして初期投資で少なくとも初年度に2,200万円、それから毎年のコストは必ずかかってくるわけです。もちろん全てをお金に換算する必要はないのはわかるし、金にはかれない価値もわかるのですが、しかし我々は予算を預かる身ですので、それでもそれを、予算の中でどの程度のものが適切かというのをやっていくのが我々の仕事だと思いますので、そこは厳密に、初期投資2,200万円、そして毎年の何百万円かの出費を補い得るに足る効果。もっと言うと、今の場所につくるということは、ある一つの機能は失っていくわけです。それは、野球の人は、野球が多分マウンドがなくなるからできにくくなるだろうし、駐車場では使えるというお話でしたが、そういったマイナス面も含めて、これはそれを上回る価値を出していくのだというところをぜひ、これは計画を最終的に扱われる教育長さんと、それから町長に意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

○関根 修議長 3つあったですね。

○1番 富田能成議員 はい。

○関根 修議長 だから、要するに民間団体が言ったのはどうだということと、あと意気込みを聞けばいいわけですね。

○1番 富田能成議員 そうです。

○関根 修議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 お答えをさせていただきたいと思います。

私からは費用対効果の問題についてなのですが、これは1+1が2という計算にはならないと思うのです。いわゆる町のイメージアップあるいは町の積極性、あるいは進取の気持ち、そうしたものをプラスアルファしていただかないと、単なる1+1が2の計算では成り立たないと思います。私がいつも言っているのは、町が持っている施設は全てそういうことです。費用対効果、1+1が2にならないければだめですよという計算式では、どこの施設も成り立ちません。随一成り立っているのは道の駅だけだと、私はそういう理解をしております。ですから、ぜひ費用対効果の中に、イメージであるとか横瀬町の気風であるとか、そういうものもぜひ酌み取って評価をしていただきたいというふうをお願いをさせていただきたいと思います。

それから、いろんな働きかけというのが、実際私のところへも町民の方が見えた方もいらっしゃいます。お名前はちょっと伏せさせていただきますけれども、何人かの方は私のところへもお見えになっていただきました。また、じかに私の自宅へも電話をされた方もいらっしゃいます。いろんな方からの気持ちがあって、今回の計画になったというふうにご理解をさせていただきたいと。

果たしてこれが実現できるだろうかということで非常に慎重に構えたのですが、実はあのグラウンドの周辺に大変人家がふえてまいりまして、ある方から、ほこりですね、土ぼこりが非常に迷惑になっ

ているというお話を伺いまして、何であの下のグラウンドかという、私が最後に決断を下したのは、そうした環境面での配慮もさせていただくと、私の判断としては下のグラウンドが適当だろうというふうに結論をつけさせていただきました。あとは、野球ですとか、そういった関係の方たちの要望もお聞きをしておりますけれども、三菱さんのグラウンドの借用ですとか、ほかの施設の代替でカバーできるのではないかというふうに価値判断をさせていただきました。

トータルの判断をさせていただいたつもりですけれども、まだこれから設計委託等のまだ細かい数字が上がってまいりますので、その都度また議会の皆さんにはご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

〔議長、5番〕という人あり〕

○**関根 修議長** ちょっと待ってください。

振興課長。

〔高野直政振興課長登壇〕

○**高野直政振興課長** 私のほうからは、観光協会が先ほどの話の中で要望したということについてということで答弁させていただきたいと思います。

文書的な意味での観光協会から申し入れをするということは、事実関係はなかったということでございます。ただ、私も聞いている中では、合宿誘致だとか観光の面については、やはりそういうものはあったほうがいいのか。いろいろなそういうものを整備することによって、観光客あるいは合宿、いろいろな面でメリットがあるのではないかと。そういう面については、観光協会長も、あるいはそれにかかわる方々も、前進というか、積極的というのですか、そういう意味では進めていただきたいという要望をしたということでございます。

以上です。

○**関根 修議長** 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○**高野修行教育長** 答弁するまでもないのですけれども、町長がやると、こういうお話でした。いずれにしても、担当者がいろんなお話を聞いてきました。いろんな形で話し合いを持ちました。担当者が一生懸命やろうという。これなら町にあってもいいのではないかと。また、先進的なことを一生懸命やろうとしている。そういった意見を聞いている中で、確かに駐車場をどうするか、何回もとめられないとか、いろんな意見がありました。そういったことを総合的に判断して、担当者が一生懸命やろう、要請があった、町のほうでも進めようということですので、私はぜひやっていただきたい、こういうふうに申し上げました。

○**関根 修議長** 他にございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** 町長の答弁、そして教育長の答弁、意気込みを感じたところでございます。一つだけ検証していただきたい例として、高原パーク横瀬の関係をぜひ、設立のときと、それから運営して閉鎖したときの経緯がありますが、今回これと多少経験として、丸々経営はいけないのではないかなと思っております。どうかそういう懸念事項を払拭されまして、すばらしい芝生化ができればいいのではないかなと思うところでございます。どうか町民の方も本当に関心を持っておりますので、いい方向で行って

いただきたいと、こう思うところでございます。

○関根 修議長 要望でよろしいのですか。

○5番 若林想一郎議員 はい、結構です。

○関根 修議長 他にはございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 私のほうも、この11ページのグラウンドの芝生化について、かなり多く質問をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、先ほどマル秘というのですか、町長がおっしゃられた、ほこりが大分すごいという苦情があったということなのですが、それは横瀬中学校のグラウンドも冬は同じなのです。西からすごい風が吹いてきて、グラウンドの東側は本当にほこりが立って苦情が来ました。ですから、人工芝という形にする前に、よく水をまいていたのです、横瀬中学校では冬。ですから、苦情であった場合には、そういうことでも処理はできたのではないかなということがありましたので、ちょっと申し上げておきます。

では、質問させていただきます。この予算額280万円は、委員会の説明によりますと、5,172万3,000円の交付内定を受け、町独自予算は2,200万円ほどかかるという。今後、先ほどは9,000万円とおっしゃられましたが、9,000万円弱の芝生化事業予算の前段です。しかも、その後10年以上にわたり町の体育環境に大きな影響を与える事業です。委員会でも質問しましたが、年間の維持管理費、年間の利用者数もわからないとの回答だったのです。先ほどもそうでした。わからないのに照明設備は計画されており、維持する、判断する書類もないし、説明もとても納得できるものではない不十分なものだと思っています。

よく私はわからないので、スポーツ振興くじ助成金募集の手引をインターネットからとってみました。これなのですけれども、そうしましたら、中を読みましたら、日本スポーツ振興センターへの交付申請書には事業計画、収支予算書などの提出の書類があるのです。その申請書に書いたとおりに説明をしていただければと思いますので、それをお願いいたします。

また、先ほどから住民から要望があったと町長さんからお聞きしましたが、私には町民の要望が聞こえてこないのです。体育協会へは1月22日に説明会があったようですけれども、賛成の意思はあらわしていないということですし、むしろ反対の声が私のところには聞こえてきました。先ほど、先日ですね、芝生化推進会議なる団体でパブリックビューイングをしたようですけれども、この団体と考えればいいのかと私は思いました。この団体のメンバーは、体育に造詣の深い実績のある人なのか。先日防災無線でも、このパブリックビューイングの案内はあったのです。防災無線で案内ができる団体というのは、民間ではなく町の団体ではないのかと私は疑問ですが、その点についていかがでしょうか、お聞きいたします。

次に、委員会で提出された資料の図面は12月の日付でした。予算書には全然その関係の予算がなかったので、どこから支出されたのか疑問に思っていました。観光協会が誘客促進事業費としてグラウンドの芝生化に伴う調査委託費が31万5,000円と決算書でうなりました。その資料を日本スポーツ振興センターへの申請に使用したのか。委員会では、町民優先と私は聞きました。でも、先ほどから観光協会から要望があって、観光協会主体の合宿客が来るのがいいとかというふうにおっしゃっていたので、町民主体ではなくて観光協会が主導した事業なのか教えていただきたいと思います。

また、地方公共団体は予算のないことはできないのです。ですが、観光協会には町から補助金も出てい

ます。町から補助金を出している団体で使った費用を町でまた使うというのは、これは迂回経路で使ったというふうにもちょっと考えられますので、そこら辺について、使用についての問題はないのかお聞きしたいと思います。

続きまして、先ほどのお話では、町民ではなくて本当に観光協会主体ということではなかったけれども、この予算は教育費で出ているのです。健康増進及び町の活性化のためにではなくてだったらば、教育委員会の予算になるのでしょうかということもお聞きしたいと思います。

それから、町民主体、参画、情報公開など、多くの言葉を町長、副町長より多く聞いてきましたけれども、町民から町政の信託を受けている議会でも、6月6日の委員会で初めてこの事実を知ったのです。1月に申請する前ならば、駅近の西武グラウンドがいいとかの意見も言えたのですが、体育協会へも1月22日の説明会が初めてとのことであり、1月31日には申請期限で、もう申請してしまっているわけです。そして、申請したにもかかわらず、予算も多額で町民に関係の深い事業であるのに、平成26年度の所信表明で述べてもいません。基本構想にも基本計画にもない事業で、しかも町民に関係の深い事業をパブリックコメントもせずに、地元民への説明もこれからという事業の進め方で、外部への説明責任を果たせるのか。この外部への説明責任というのは、このt o t oの募集の手引の1ページに、助成事業として外部への説明責任を果たせることと書いてあるので、そのことをお聞きします。

そして、平成27年度からの基本構想に向けて、昨年度住民アンケートをとりました。横瀬広報に住民調査の結果が載っているのですが、1位は防災、消防体制の充実、2位は防犯、交通安全の推進、3位は社会制度の充実などであり、人工芝整備は出てこないのですが、全34項目が町の取り組みとしてアンケートに書かれてあったようなのですが、この取り組みの中に、質問の中に入っていたのか。もし入っていたのであれば、それが何位だったのか教えてください。

日本スポーツ振興センターの募集の手引8ページに、交付申請する事業については、交付申請する事業ですね、だからこの9,000万円の事業です。この9,000万円の事業では、交付申請団体において、横瀬町です。あらかじめ当該事業予算の議決、議決ですね、予算の議決です。議決されることが確実に見込まれるものも含むが必要となりますとあります。議決されることが確実に見込まれるものは、当初予算でということです。日本スポーツ振興センターの募集は、少なくとも平成26年度当初予算で確保が必要と書いてあるのに、まだ確保していませんが、大丈夫でしょうか。

また、79ページ、28項で、予算の確保状況がわかる資料の提出書類がありますが、申請時点で、申請時点、1月です。当該事業予算について、当初予算で確保する。1月ですから3月で当初予算を議決しますけれども、1月ではまだなので、当該事業予算について当初予算で確保する場合は、予算要求書と別紙助成金申請に係る予算措置についてに首長印を押印の上提出と書いてあります。その提出は出されているのでしょうか。

そして、助成金の支払いは、助成事業完成後の実績報告書の審査後、審査の結果、減額、取り消しの場合もある場合がありますので、あらかじめご了承くださいとあります。来年5月の精算支払いとなるとありまして、委員会では、6月に決定、9月に工事請負と書いてはいたけれども、6月に本事業を上げなければ、もう間に合わない。9月に工事請負するには、9月の補正、きょう、6月の補正予算に出ているので、9月の補正予算で計上して、それを議決してから工事の請負になると思いますので、それらに

ついてもちょっと心配だなと思います。それで、助成金は精算払いで5月になるということですので、その際助成金の収入のとり方は予算上どのように処理するのかなということも私はわかりません。

私は、仕事で行政書士の仕事をしておりますが、埼玉県に書類を提出するときに、書類が整備されていれば、書類が正当に処理されていれば受理はしてくれます。とても丁寧に受理してくれます。しかし、書類に間違いが書いてあったりした場合には、罰則があるわけなのです。そういう仕事をしておりますので、私はとても心配なのですが、手引に必要と書いてある当該事業予算の議決はされていないのに、申請してあるので、とても心配しています。本当に大丈夫なのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** お答えをさせていただきたいと思います。

今回の件については、まずお断りしておきたいのは、先ほども答弁をさせていただきましたように、私の決断が遅かったというのが大きな要因の一つであると。それから、これを教育費の関係で予算計上と。これは、正式な窓口は文部科学省です。文部科学省からの補助金ということになってまいります。それから、管理等につきましては、当然町民グラウンドでございますので、民間団体ではなくて役場の教育委員会が管理をいたします。この件についてはちょっと早急だという思いにはあります。あえて今回上程をさせていただきましたのは、いろんな方からのご要望があったからということでございます。特に観光協会ということだけではございません。

それからもう一点、いわゆる計画にないものが何でのかかってくるのだ。横瀬町においては基本的な計画はございますけれども、いわゆる国との関係あるいはいろんな諸関係から総合的に判断すべき問題もあろうかというふうに私は理解をしております。

○**関根 修議長** 他にございますか。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** 大野議員さんからのご質問でございますけれども、最初にスポーツ振興センターへの交付申請、事業計画、収支予算のということでございますが、先ほど申し上げたとおりでございます。人工芝化新設事業におきまして6,000万円、助成金4,800万円、自己負担金1,200万円予定。スポーツ施設等整備事業、これは防球ネットであったり照明の関係でございますけれども、それにつきまして総額で約3,000万円、自己負担が1,000万円、助成金が2,000万円。トータルで9,000万円。総額で9,000万2,400円、自己負担が2,200万2,400円、助成金が6,800万円の申請をいたしました。面積でございますけれども、7,690平米でございます。それにつきまして、1月の31日までに申請をしたというようなことでございます。

次に、芝生化に関して、パブリックビューイング等やったわけでございますが、民間団体でつくった団体なのかということでございますけれども、私ども承知しておりますところでは、観光協会が中心となっているメンバーと思っております。また、スポーツに造詣しているかといいますと、それほどスポーツに造詣

している方ではないと思います。また、町民会館等の使用料につきましては、一応お支払いをしていただいております。

次に、観光協会で調査費、委託費を出したけれども、ここについてはどうかというようなことでございますが、教育委員会のほうでその団体から指導を受けまして、申請自体は教育委員会のほうでやってございます。担当者が作成して提出をしているというようなことでございます。

また、町民への説明ということでございますけれども、新設に当たりましては地権者への説明、あと利用団体あるいは体育協会等スポーツ関係者には事前に説明をして、この事業を進めたいのだと。また、まだこの交付金というか助成金がもらえるかどうかとはわかりませんが、そんな中で進めたいのだというようなお話をさせていただきました。

あと、スポーツ振興団体の当初予算への確保ということなのですが、こちらにあるのですが、平成26年度の補正予算で対応するというような書面でも大丈夫というようなことで提出をさせてもらっております。

あと、助成金の、これから申請を心配しているのだがということなのですが、まだ助成金が決定という段階ではなくて、内定ということでございまして、それに基づいて順序立てて申し上げますと、先般総務文教厚生常任委員会のほうでお話したとおり、今議会において予算が成立しましたところ、すれば、設計委託のほうに入りまして、その設計をしていただいて、8月末あたりには金額的なものを出していただいて、それに基づいて設計図等も出して、額の決定を受けて、9月補正に工事費等を含めまして確定というようなことで出せばなということ考えているところでございます。今準備段階としては、一応その予定につきましては、日本スポーツ振興センターのほうへ、こんな予定だというようなことで提出をしてあるというような状況でございます。

以上でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 返ってこない答弁もあるのですが。

次に、先ほどの答弁の中から、今教育次長が当初予算で確保するのではなくて、平成26年度の補正予算で大丈夫というふうにおっしゃっていましたが、これは信じていいわけですね。

そして、もうこれも、先ほど町長が、きょうのあいさつで、人工芝については、皆さんの意見を取り入れながら設計していきたいというふうにおっしゃっていましたが、私が読む限りでは、申請した段階での変更というのはまた大変なわけです。計画を確実にしなさいということで、もしだめな場合には、その変更届もちゃんと出しなさいと。ここに中止廃止承認申請書の、変更の場合にも計画変更承認申請書の提出とかというのがあるわけなのです。

ですから、これから皆さんの意見を聞いてというふうにおっしゃっていましたが、もう交付した段階で、もうかなりのはっきりした計画が出ているので、今後変更できるかどうかは私はわかりませんが、もし変更ができるのであれば、照明設備というのは、私は、本当に必要なかどうかというのは、それは本当に考えていただきたいと思います。30年前ソフトが全盛のときでも、横瀬町は照明設備をつくらなかったという経緯があります。ですから、むしろもう時代おくれのものをつくるのではないのですか

ということで、大変心配しておりますので、その2点、せめて照明設備はどうかということと、この平成26年度の補正予算で本当に大丈夫なのですね。この2点をお聞きします。

○**関根 修議長** ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 常に申請するときは、相手方といろいろ話し合いをしながら申請しますので、虚偽の申請ということはありませんので、安心していただければと思います。

それからもう一つ、いろんな人の意見を聞きながらという表現の中に、今までいろいろ説明会をした中で、いろんな要望が出ています、こうしてくれ、ああしてくれと。それをなるべく今入れるような形で細かい調整を行っています。それはまた、大きな変更でないので、全く問題ないというふうに考えています。

夜間照明についても、どちらかというといろんな競技団体から出てきた要望です。今まで仕事帰りになかなかできなかったと。夜間照明があれば、ちょっとした、早く言えばウイークデーの夕方にいろいろの練習ができると、そういった要望を捉えて今考えています。それで、周辺の施設に影響がないような、どちらかという、先ほどのLEDの話なのですが、今ちょっとそれが高いので、悩んでいるところなのですけれども、LEDで外へ広がらないで、中だけ照らせるような、そういったものをとか、いろいろ細かいところを今考えています。そうしながらいろんな要望をどういうふうに取り入れていくか、それが今回委託事業の内容になると思います。町長もその辺の昔の経緯を知ってしまして、夜間照明についてよく考えなければだめだと。夜間照明は近隣の人に迷惑がかかったりすると、それがかえって体育というか、体育関係者と住民が対立するようなことになってはいけないということでよく言われていますので、十分気をつけて計画していきたいというふうに思います。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございませんか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 最後の質問なのですけれども、数名の要望があればいいことはやるということでおっしゃっていただきましたので、その数名がどうも私には見えてこないのです。ですから、町が費用対効果、誰だって喜ぶ、いいものをつくれれば喜ぶ人もいると思うのですけれども、それは予算の範囲内で身の丈にあったものしかつけれないのが私は横瀬町の実情だと思っておりまして、この予算、その執行部のお考えは、私にはちょっと納得できないなというふうに思っています。

それから、話し合いをしながらつくったといいますけれども、それはよくわかりません。しかし、これは普通の独立行政法人でありますので、県とか国との話し合いではなくて、書類もインターネットで送るというふうなことで、後から各種書類は送ってくださいみたいな形でやっていますので、そこら辺の説明もちょっと私には納得できなかったものです。

もっと計画行政ということを私は、公務員時代からも、計画行政をしなければ、町としての……さあ、これをつくった、あれおくれた、失敗したというようなことではちょっと困るので、質疑になりませんが、本当に数名の方からと言われた執行部のお考えについてはちょっと納得できません。説明が私には足らなかったということでお聞きします。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 町長からいろいろ答弁があったということで、副町長として、それを次いでなかなかしゃべりづらいというところがあるのですが、先ほどから説明しておりましたのは、計画行政だけで町政を進めていくということはありません。その時々であるいはいろいろな出来事が出てくる。もし計画だけでやっていたら、当然臨機応変な対応はできないということだと思います。

それで、要は、先ほどから説明していたのは、氷柱もそうですけれども、町の方々からいろいろな提案があれば、それがいい提案であれば、町が今まで計画していたことでなくても、それが町の施策に合っていれば、例えば合宿誘致というのはもう2年も前から実施しています。それから、当然町民の健康増進というのももうずっと進めています。それから、今回は西武線の廃線問題等もあって、いかにでは人を呼ぶかというような中で、今回もそれも合致しています。そういった合致した内容が町民の方々から出てくれば、それがよければ、では進めていこうということになると思います。全て、いつ手続したのですか、私には聞こえませんでしたと、そういうことで全部、だからそれが唐突に出てきたということではないということです。

それで、当時今回の町でやった説明会は1回です。ただ、団体が主催した説明会は3回やっています。そうした団体の地域に対する、体育関係者に対する説明会等を3回やった結果を踏まえて、町でも説明会をしたと、そういうことでございますので、数名がちょっと考えたとかということではなくて、もうみんな準備してここまで来たということをご理解いただければと思います。

以上です。

○関根 修議長 他にありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

4番、大野伸恵議員。

こっちはです。

○4番 大野伸恵議員 反対討論をしたいので、よろしくお願いします。

○関根 修議長 だから、反対からです。

こっちどうぞ。

〔「指名したんだから、演壇に」と言う人あり〕

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 では、反対討論をさせていただきます。

反対討論をいたしますが、グラウンド芝生化予算額280万円についてのみ反対するものです。このグラウンド芝生化予算額280万円は、今後9,000万円弱の人工芝整備事業予算の前段です。しかも、その後10年以上にわたり町の体育環境に大きな変化を与える事業です。

6月6日の委員会の所管事務調査にて、突然町民グラウンド下の段の人工芝化について取り上げられました。昨年12月ごろ、またことし3月にうわさが聞こえてきましたが、立ち消えになったものと思っています。

ましたので、非常に驚きました。また、維持費や利用状況などもわかりませんの答弁でした。すぐ体育協会関係の人の意見を聞きましたが、私の聞いたところでは、賛成の意見はありませんでした。

下のグラウンドが人工芝になった場合、現在使用している状況が大きく変わります。上下のグラウンドがあるから県北大会などもできたが、今後大会もできなくなるだろう。上を使う場合でも、下を駐車場として確保できるので、使いやすいとの事情も変わります。うわさでは駐車は可能との声もありますが、現実的とは思えません。サッカーは土のグラウンドでもできますが、人工芝にすると使用できない競技も出てきます。人工芝でボールの回転なども違い、練習になるのかも疑問です。現在何の不満もなく利用しているグラウンドをなぜ急に芝生化するのか理解できません。

また、合宿誘致の話も聞こえてきましたが、受け入れ先の旅館はあるのでしょうか。そして、旅館関係者に聞くと、年間事業計画により、ほぼ埋まっている状況で、現在も利用できない状態であり、町民より合宿客を優先することは無理と判断している。つくるなら横瀬駅のそばの西武のグラウンドなら、つくっていただければよかったとのことでした。つくるなら別の場所にとのことでした。

特にこのスポーツ振興くじの目的は、誘客や地域の活性化ではなく、スポーツの振興が目的です。何より、そして要望している人たちが見えてきません。体育協会も説明を受けただけで終わったとのこと。数名の関係者に聞きましたが、反対の意見が多いものでした。町民体育大会や各種大会を実施し、横瀬町の体育を牽引してきた体育協会を超える体育に精通した人がいるのでしょうか。町民の多くから要望があれば、私も賛成します。しかし、住民参画、住民主体をうたってきた町の行動が今度は違っていると感じています。

平成26年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引をインターネットからとってみました。平成25年10月に交付対象事業の募集が始まります。交付申請書の受付期間が、ことしの1月31日。ことしの4月までに審査し、4月上旬に交付決定の通知が郵送で文書で来るとありました。この間でも6カ月あります。また、申請しようと考えた時期はもっと前だと思います。なぜこれから始めると言っている地域住民の説明会を先にしなかったのでしょうか。環境問題、照明問題は大丈夫でしょうか。現在使用している野球やソフトの団体など、そして何より体育協会との話し合いも十分にとる時間もあつたと思います。我々議会でも事前に報告があれば、特別委員会で協議もできたと思います。

3年前、議会で群馬県昭和村に行きました。同行の教育委員の職員は、学校の芝生を検討しているので、一緒に行きますと言っていました。今回維持費を知りたくて電話で聞いてみました。昭和村は、この助成金をもらっていませんでした。町有地を貸しているだけとのこと。見学した千年の森も申請が通らなかつたと昭和村役場の担当から聞きました。情報が錯綜しています。正しい情報ではなかつたようです。近くでは川場村がもらっているようですとの情報で川場村に聞きましたら、使用料は減免者が多いので、若干の収入のみとのことでした。

この事業は、町民アンケートの結果も無視し、パブリックコメントも実施せず、執行部主体で、または観光協会主体でしょうか、で進めているように感じます。

日本スポーツ振興センターの募集の手引を見ますと、交付申請する事業については、「交付団体においてあらかじめ当該事業予算の議決が必要となります」と明記してあります。横瀬町ではまだ当該事業予算の議決はされていない状態で、募集要綱と異なっており、心配しています。自治体は、補助金があるから

するではなく、補助金がなくても必要な事業は行うことです。また、総計予算主義、予算にないものは支出できないのは当然のことです。

この芝生化計画は、町民に説明もされないまま計画が進められようとしています。将来にも維持費や使用状況などの負担を生ずる行為です。もう少し町民と対話を重ね、町民の気持ちを醸成することが必要と考えます。この事業により喜ぶ人もいるかもしれませんが、この事業では困惑する人たちも多くいると思います。議会は、費用と効果の両面から妥当な政策を吟味しなければならない責務があります。この町民グラウンド人工芝新設等工事設計業務委託料は、今後9,000万円弱の工事費のための支出であり、賛成することはできません。この部分以外は賛成ですが、この部分についてのみ反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○**関根 修議長** 他にございますか。

2番、新井鼓次郎議員。

〔2番 新井鼓次郎議員登壇〕

○**2番 新井鼓次郎議員** 私は、賛成の立場で討論したいと思います。

先ほど4番議員さんのお話のありました、その他の件について、私は賛成という立場でございます。それから、先程来より議論のありました町民グラウンド芝生化に関する予算、こちらについても賛成でございます。なぜかと申しますと、身の丈とか総予算とか、いろんな議論がありますが、補助金を得て、やっと横瀬町が夢がかなう、そのレベルまでなってきた。これは絶好のチャンスであり、こういう補助金をこつこつつけてきて、ここにまで至ったという努力に敬意を表するものでございます。

そして、芝生化をすることによって、本来のサッカーをする子供たちに本当のコート、本当の競技というのを教えることができる。夢を持って将来の子供にも伝えることができる。本当にすばらしい施設がまさに誕生しようとしております。どうぞ皆様、将来、子供たちのため、そういうものを考慮いただきまして、ご賛成に立っていただきますようお願いを申し上げます。

さらに、もう一点追加いたします。私は、横瀬町の体育協会の人間でございます。会議このものには、理事ではありませんので、参加はしておりませんが、当然いろんな会議には参加しております。その席において、反対であると一度も聞いておりません。ただし、難しいですよねという話は2団体からありました。そのほかの団体においては、よくなるのだからやるべきだよねという声を聞いているという事実を伝えます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ討論なしと認め、採決いたします。

日程第9、議案第32号 平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○**関根 修議長** 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

- 関根 修議長** 日程第10、議案第33号 横瀬町自治功労者の顕彰についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

- 加藤嘉郎町長** 上程されました日程第10、議案第33号 横瀬町自治功労者の顕彰についてであります、横瀬町自治功労者として、該当者11名を検証することについて同意を得たいので、横瀬町褒賞条例第4条の規定により、この案を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。  
続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。  
2番、新井鼓次郎議員。

- 2番 新井鼓次郎議員** 議案第33号でよろしいのですね。

- 関根 修議長** そう、33号。

- 2番 新井鼓次郎議員** 申しわけありません。

ちょっと教えていただきたいのですが、横瀬町褒賞条例というのを調べましたところ、職務を良好な成績で遂行し、その功績顕著なる者というような文言がございます。これについてお伺いしたいのですが、どのような具体的な審査を経て議会にかけられたのかということとまず一つご質問させていただきたいと思います。その結果、良好であるという判断をされたということで間違いがないかというのがもう一点。

さらに、5条あたりに、功労賞及び副賞を贈呈するというふうなことが書いてあるのですが、この副賞の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

- 関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。  
まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

- 大野雅弘まち経営課長** ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

横瀬町褒賞条例でございますが、第4条で、町長は次に掲げる者がその職務を良好な成績で遂行し、その功績顕著なる者を町議会の議決を経、自治功労者または教育功労者として長くその功を顕彰するとございます。その中で、今回提案しております元議会議員の方2名、元町の一般職員の方9名でございます。議員の方につきましては、その4条の中の2号で、町議会議員を満15年以上務めた者とうたっております。それに該当するということとなっております。また、元町の一般職員につきましては、4条の第4号にうたっております、本町の一般職員として満35年以上勤務し、課長相当職以上の職にあった者ということで、該当するということで提案しております。

また、その審査方法につきましては、人事担当課、また議会事務局等から情報を得まして、まち経営課

のほうで取りまとめまして決裁を受けているところでございます。

もう一点、副賞ということでございますが、副賞につきましては表彰状を入れる額ですか、用意する予定でございます。

以上です。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

3番、内藤純夫議員。

○**3番 内藤純夫議員** 今の説明でちょっとお聞きしたいのですが、35年以上、議員は15年以上という、この職務を良好な成績で遂行という条件はどこにいったのでしょうか。

あと、もう一つお聞きしたいのが、平成22年3月31日から平成26年3月31日までで一般職課長以上でやめた方、ここに載っていない方はいるのでしょうか。お願いします。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** 失礼いたしました。功績顕著ということでございますが、長年にわたり要職を歴任されておりまして、豊富な行政経験と高い識見により、住民福祉の向上、町政の発展に大きく寄与されております。そのような理由からとなっております。

また、平成22年から平成26年の間で退職した方で、課長以上の方で漏れているかということですが、漏れはないと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

3番、内藤純夫議員。

○**3番 内藤純夫議員** 今これを見ますと、議員の方2名と職員の課長以上と。自治功労者ということでございますが、横瀬町から給料をもらって町のために尽くすのは当然でありまして、何でこれから自治功労者ということなのかということがわからないということがあります。本当に成績優秀で顕著なら、数名を選んで申請すべきでありますし、議案33号は今回否決しまして、6月定例会で褒賞条例を廃止または区長会長など、年数少なくとも、少ない手当で一生懸命自治のためにしてくれる方を表彰できるよう改正すべきだと私は思うのですが、副町長も同じような意見だと思しますので、質問をいたします。

○**関根 修議長** 指名ですけれども、どうですか。しますか。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 褒賞条例ということで、ただこの表彰にもし見合わないと思えば、辞退していただくということでよろしく申し上げます。何とかこの提案を通していただければというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** この条例なのですけれども、これは昭和30年3月30日で公布されているのです。だから、大変古い条例なのですけれども、それが少し修正しながら来ているのですが、第2条では、一般

の職員等は10年、20年、30年以上在籍した場合の表彰があるのですよね、これは現職のときだと思うのですけれども。だから、ここでなおかつ前条の表彰は、褒状及び副賞をもってなすものとするというので、ここで表彰されることになっているのです、永年勤続。

それから、第4条が今対象になっているのですけれども、この第4条は読んでみると、表彰される条件が3つあるわけです。まず、1つは、職務を良好な成績で遂行し、その功績顕著なる者です、これが1つ。それから、あと一般職の場合は、35年と課長相当職以上の職とあるわけ、3つの条件があるわけです。この3つの条件を満たさないと該当しないのではないかなという気がするのです。

ただ、私も、間違っではいけないので、この功績顕著なるというのを広辞苑で調べてきたのだけれども、著しいこととか、際立って目につくことという、普通のことではないということですよ。だから、そういったことが先ほど来出ている検証がされたのかどうかということ。

それで、もし、今までもこの条例で来ていることなので、今後もこの3つの条件を満たすとすると難しくなるので、多分該当する人は少なくなると思うので、場合によっては、この「功績顕著なる者」を削除してしまったらどうかなという気がするのです。そうでないと、大体義務教育と同じで、小学校に入れば自動的に6年までいってしまうのと同じような感じだと思うのです。だから、単なる35年と課長相当職、2つの条件にすればいいかもしれないけれども、その前段のこれは枕言葉かもしれないけれども、これがあるといって、これも条件の1つに入ってしまうので、そうするとこれで当然ふるいにかけてなければならないということになると思うのです。だから、今回のというのもあれですけれども、今後その辺ひとつ検討されたらどうかというふうに思います。どうせこれは義務教育でなってしまうのですから。

それと、もう一つちょっと言い忘れたのですけれども、少なくとも我々、私も会社員だったのですけれども、何のために会社に行くかということ、生活の糧を得るために行くわけです。勤めている間に給料をもらっているわけです。だから、役場の職員だって同じだと思うのです。しかも、その勤めている過程で評価が行われて、給料なり昇給昇格が勘案されることに今なっているわけですよ、人事評価制度で。だから、みんなに上げるのであれば、みんなに上げるような条件にしたほうがいいと思うのです。そうでないと、ここに書いてある意味がないなという気がするのですが、ひとつご検討をお願いしたいと思います。

○**関根 修議長** 検討ということで、皆さんにご賛同願って、これは褒賞条例ですから、検討して、条文が古いということで、また執行部に検討してもらって、また改正案でも出してもらって、やっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○**関根 修議長** それでは、お諮りしたいと思います。

本件につきましては、人事案件でございますので、討論を省略いたしまして、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第33号 横瀬町自治功労者の顕彰については、これを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○関根 修議長 では、起立採決いたします。

異議なしの方は起立願います。

〔起立多数〕

○関根 修議長 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時23分

○関根 修議長 再開いたします。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○関根 修議長 日程第11、議案第34号 横瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第11、議案第34号 横瀬町公平委員会委員の選任についてであります。横瀬町公平委員会委員小泉和夫氏の任期は、平成26年9月13日で満了となりますが、引き続き小泉和夫氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、小泉さんは、横瀬町第13区にお住まいで、昭和16年10月25日生まれの72歳。任期は4年でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○関根 修議長 続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

議案第34号 横瀬町公平委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、これを原案のとおり同意することに決定しました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○**関根 修議長** ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第4項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条の2第4項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○**関根 修議長** ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会の宣告

○**関根 修議長** 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成26年第3回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 4時25分